

婦人関係資料シリーズ

国際資料 No. 40

国連婦人の地位委員会 第十回会議報告書

労働省婦人少年局

は し が き

婦人少年局では、さきに、婦人関係資料シリーズ国際資料第34「国連婦人の地位委員会」を発行して、同委員会に関する一般的解説を致しましたが、同委員会の動勢をより詳細に伝えるために、今後同委員会の毎年開かれる会議の報告書を翻訳出版することとしました。今年度は、その第十回会議が3月12日から29日までジュネーブで開かれましたが、こゝに同会議の正式報告書の全文を翻訳出版いたします。この報告書は同会議において同委員会が採択し、経済社会理事会へ提出されたものですが、その訳文のほか、同委員会に提出された「婦人の地位委員会第九回会議の決定に基く措置」「同一価値労働に対する男女労働者の同一賃金」及び「パートタイム雇用及び高年婦人の雇用」に関する三つの報告書の訳文を付録として添付しました。

婦人の地位の問題が国際的規模でどのように扱われているか、どのように解決されているかを知る上に参考になれば幸いです。

尚、使用した資料は次の通りです。

1. E/CN. 6/284
2. E/CN. 6/285
3. E/CN. 6/286
4. E/CN. 6/278

1956年12月

労働省婦人少年局

目 次

I 婦人の地位委員会について	1
II 婦人の地位委員会第十回会議報告書	2
第1章 第十回会議の構成	2
第2章 議事日程	5
第3章 婦人の政治的権利	8
第4章 婦人の教育の機会	10
第5章 男女同一労働同一賃金	13
第6章 婦人の地位委員会より人格委員会第十一回会議、社会委員会第十回会議及び小教員族の差別防止及び保護の小委員会第八回会議に出席した代表者の報告	17
第7章 婦人の経済的機会	19
第8章 既婚婦人の国籍	28
第9章 私法上の婦人の地位	29
第10章 婦人の地位に関係ある技術援助計画	31
第11章 国連及び専門機関事業に対する婦人の参加	34
第12章 全アメリカ婦人委員会の報告	35
第13章 婦人の地位に関する通信	36
第14章 婦人の地位委員会第九回会議の決定に基く措置及び事業計画と優先審議項目についての検討	36
附 録	
I 婦人の地位委員会第九回会議の決定に基く措置 事務総長報告書	39
II 同一価値労働に対する男女労働者の同一賃金 ILO報告書	47
III パートタイム雇用及び高年婦人の雇用 ILO報告書	54

I 婦人の地位委員会について

婦人の地位委員会は国際連合経済社会理事会に属する委員会で、男女平等の人権を国際的な問題としてとりあげ、婦人の地位についての調査や政策の徹底を世界的な規模で行い、確実な資料を提供し、各国内における政策や啓蒙活動を促進することを目的としている。

1945年、サンフランシスコ会議において、国際連合の中に、婦人の地位を取扱う機構を設ける旨の提案が承認され、1946年に経済社会理事会において、15ヶ国の委員を以て構成する（任期3年、毎年5ヶ国改選）ことに決定、1951年に更に3ヶ国を追加して、1946年以来現在までに下記の会議を行った。

婦人の地位小委員会	第1回会議	1946年4月～5月	ニューヨーク
婦人の地位委員会	第1回会議	1947年2月	レークサクセス（アメリカ）
〃	〃 2 〃	1948年1月	〃
〃	〃 3 〃	1949年3月～4月	レバノン
〃	〃 4 〃	1950年5月	レークサクセス
〃	〃 5 〃	1951年4月～5月	〃
〃	〃 6 〃	1952年3月～4月	ジュネーブ
〃	〃 7 〃	1953年3月～4月	ニューヨーク
〃	〃 8 〃	1954年3月～4月	〃
〃	〃 9 〃	1955年3月～4月	〃
〃	〃 10 〃	1956年 3月	ジュネーブ

わが国としては、1949年1月、同委員会より、質問書「婦人の法律上の地位及びその実際的な適用」が、司令部を通じて送られてきたのに対し、労働省婦人少年局で答申書を作成して提出したほか、1950年の第四回会議以来、非公式オブザーバーとして数人の婦人指導者達が出席し、特に、1952年第六回、1953年第七回、1955年第九回会議には、労働省婦人少年局長が、正式オブザーバーとして出席した。また1953年11月には、同委員会勧告によつて国連総会で作成された「婦人の参政権に関する条約」に加入するよう、国連事務局法務局長よりわが国外務大臣に招請があり、1955年4月これに署名、6月に国会でこれを批准して第40番目の加盟国となった。

第十回会議は、ジュネーブにおいて1956年3月12日より29日まで開かれたが、わが国からは、在ジュネーブ総領事館より非公式オブザーバーが出席した。

II 婦人の地位委員会第十回会議（3月12日～29日、 於ジュネーブ国連欧州事務局）報告書

第1章 第十回会議の構成

1. 婦人の地位委員会第十回会議は1956年3月12日（月）、国連欧州事務局で開催された。同委員会は27回の本会議を開き、1956年3月29日終了した。

2. 委員会構成国代表として次の代表者が出席した。

アルゼンチン：セシラ・コリア・モレル・ド・アパリシオ夫人

オーストラリア：ルス・ギブソン女史

ベルギー：ジョルゼット・シゼレット夫人

白ロシア：フアイナ・ノヴィコヴァ夫人

中国（台湾）：ノウ・ツエシユング・チュ夫人（代理）

キューバ：ウルドリカ・マンナーズ女史

ドミニカ共和国：ミネルヴァ・メルナルデイノ女史

フランス：マリ・エレヌ・ルフォシユ夫人

アン・ギザ女史（代理）

インドネシア：ライリ・ローサド女史

イスラエル：ミナ・ベン・ズヴィ夫人（代理）

パキスタン：アンワル・アームズド夫人

アンウエラ・カトーン夫人（代理）

ポーランド：ゾフィア・デンビンスカ夫人（代理）

スウェーデン：アグダ・ロツセル夫人

マルタ・ギロン氏（代理）

ソヴィエト連邦：N. S. スピリドノヴァ夫人

イギリス：ルシル・セイヤー夫人

J. C. ウォドワツ氏（代理）

アメリカ：コレナ・ヘーン夫人

ヴェネズエラ：イザベル・サンシエ・ド・ウルダネータ夫人

カーロク・ベエテ・ド・ソコロ夫人（代理）

ユーゴスラヴィア：ミトラ・ミトロヴィク夫人

ミロス・ネボジスキ夫人（代理）

3. 第204次会議において、ソヴィエト連邦の代表は、中華人民共和国代表が中国を代表すべきであるのに、その権利のない者が不法に代表となつてゐるといつて異議を申立て白ロシア、ポーランド及びユーゴスラヴィア代表がこれを支持した。中国代表は、中国の合法政府のみを代表しているものであり、この問題についての討議はこの委員会の権限外である事を指摘し、アメリカ代表がこれを支持した。こゝに表明された諸意見も会議記録にのせることに意見が一致した。

4. 委員会は、第204次会議において次の通り役員を選出した。

議長：アグダ・ロツセル夫人（スウェーデン）

第一副議長：アンウエル・アーメツド夫人（ペキスゲン）

第二副議長：ミトラ・ミトロヴィク夫人（ユーゴスラヴィア）

記録報告係：ウルグリカ・マンナース女史（キューバ）

5. 次の国連専門機関代表も、この委員会に出席した。

国際労働機構：アナ・フイゲロア夫人、E. ブルン夫人

UNESCO：イルマ・サラス女史

世界保健機構：ビアトリス・ハウエル女史

6. 全アメリカ婦人委員会（政府間の組織）では、経済社会理事会の決議48B（IV）、第七節により、バーサ・ルツ女史を代表として出席させた。

7. 次の非政府団体の代表が出席した。

A群

国際自由労連：シグリッド・エケンダル夫人

ヘーマン・パティート氏

国際キリスト教労組連合：マリア・ナケル女史

ヘルガ・シュミット夫人

国際使用者連盟：ジョセフ・パネツク氏、ヤロスラバ・パネツク夫人

世界労連：テレサ・ノース女史、トム・ドリングウォーク氏

世界国連協会連合：A. コーシキツシ氏、J. L. ヨトラウビン夫人、E. クレツシマー夫人

B群

カトリック国際社会事業同盟：A. ボスマンス女史、A. M. ハートー女史

J. D. ロマー女史

国際問題教会委員会：M. パロツト女史

国際婦人同盟：クララ・カムボーマー女史、A. チョイシーネツカ夫人

マリー・ギンスバーク夫人

国際協同婦人組合：ジャネツト・ハブラー夫人

国際婦人協議会：ユニス・カーター夫人、J. エデル夫人、レニー・ギロド博士

国際青年婦人友の会：P. パートハウド・ヴァン・ウエルヴェク夫人

K. ウツド夫人

国際職業婦人連合会：E. フェラー女史、M. ファイードリ夫人、A. ムリゼツト女史

ルス・トムリンソン女史

国際大学婦人連盟：レナー・デュボア女史、M. クイツチター夫人、ジャネツト・ロブ女史

国際婦人法律家協会：グラデイス・T. チャタイー女史、マリア・ジュセピア・マンフレデ

イー女史、マリークロード・ブエンソド女史

国際人権連盟：ヒルデガルド・ウォルエゲノルフ夫人

国際児童福祉連盟：A. モーゼル女史、J. M. スモール夫人

婦人国際団体連絡委員会：L. C. A. ヴァン・エーゲン女史、ハイマー夫人

D. カゾツテ夫人、プリンス夫人、R. ウイブレ夫人

汎太平洋東南アジア婦人協会：エスター・ハイマー夫人

ローマの平和：ジーンボウル・ブエンソド夫人

婦人国際平和自由連盟：ガートルード・バエル夫人

青年世界集會：ヘレン・M. デイル夫人

世界カトリック青年女子連合会：アレクサンドラ・エヴライノフ女史

シモーヌ・フアークエツト女史、レオン・エレン女史

世界母親運動：M. テレムス女史

世界カトリック婦人団体連合：エミリー・アーノルド女史、グレーバー・デュヴァーネー

博士、D. ルーシー・フオサリウ女史

J. D. ローマー女史、トウアン女史

世界キリスト教婦人矯風会：シエ・コンスタンティン夫人、イヴオンヌ・リュノ夫人

世界Y. W. C. A.：アリス・アーノルド女史、イザベル・G. キヤトウ女史

メルセデス・ルデイ女史

青年キリスト教労働者：キロリン・ペツロ女史、ジャクリヌ・ゴエテレン女史

登録団体

国際機会均等協会：ガートルード・バエル夫人

国際ソボトミスト協会：B・ウインド女史

聖ヨハネ国際社会政治同盟：P・C・チャロナー女史，レロイ・ボイ夫人，キンゼラ夫人

世界ガールスカウト連盟：P・バグ＝オン・セクレタン夫人

世界民主青年連合会：ダグマ・モルユヴァ夫人

8. 恒連加盟諸国から本委員会に出席したオブザーヴァーは次の通りである。

ブラジル：ラミロ・エリシオ・サライヴ・グレイロ氏

ブルガリア：イヴァン・ダスカロフ氏，トドル・ストイアノフ氏

チェコスロバキア：プリビスラフ・パブリク氏，ジヤロミル・ストランド氏

イタリア：マリア・テレサ・カ＝パノ女史，マルツィア・コルコス女史

オランダ：A・F・W・ルンシン・マイエル女史

9. 婦人の地位課長メアリー・テュソンウツツ夫人は事務局を代表し，ソフィ・グリーンバーク・イナヴァ夫人が委員会書記を務めた。

10. 委員会委員の意見は総会概要記録中に記されている。

11. 議事促進のため，委員会は第207次会議において，二つの分科委員会を次の通り設置した。

決議に関する分科委員会：フランス（議長）ドミニカ共和国，パキスタン，アメリカ，ソ連

通信に関する分科委員会：ベルギー，キューバ，インドネシア，イギリス，ユーゴスラヴィア

第2章 議事日程

12. 委員会は第204，205，206及び210次会議において議事日程を議題とし，事務総長が委員会議長と協議して作成した仮日程を審議した。

13. アメリカ代表は家庭的責任を負う婦人労働者に関する事項を議事日程に追加することを提案した。その理由は，婦人雇用の増大する傾向のため，婦人雇用と婦人の負う家事の責任との関係の研究は，この委員会として取り上げるべき重要な課題であるというのである。

14. 委員会は，この題目は相当重要なものであると考えたが，この項目の題を何とするか，議事日程中どこに入れるかについて種々の提案がなされた。本会，経済的機会の中の一項目と

するのが最も妥当ではないかということに一致したが，又，しかし，委員会代表の社会委員会第十回会議へ出席した本委員会委員の報告がこの新しく提案された項目に密接な関連があるのでこの項目の妥当性及び正確な題名を決める前にその報告を審議しなければならないということになった。そこで委員会は第206次会議において，賛成15，反対なし，棄権なしをもつて，本委員会代表が他委員会や他小委員会に出席した代表の報告をもこの議事日程第6項としてとり上げることに決定した。そして，次に，賛成12，反対5及び棄権1の票により，アメリカ代表が先頭で行った提案即ち「家庭的責任を負う労働婦人に関する新項目編入についての論議は，社会委員会第十回会議に出席した本委員会代表の報告提出後まで延期することに決定した」。

15. 委員会は，ドミニカ共和国代表の提案即ち，「国際連合及び専門機関事業に対する婦人の参加」と題する項目を追加することに，投票なしで満場一致可決した。

16. 第206次会議で，委員会は，その議事日程を，賛成16，反対なし，棄権2の票をもつて修正通り可決した。

17. 続いて，第210次会議において，委員会は代表者が社会委員会第10回会議に行つた報告を聴取し，アメリカ代表は再び，「家庭的責任を負う労働婦人の新項目を第七項(f)として加えることを提案した」。

18. 引き続き行われた討論中，委員会の委員達は，議事日程の新しい項目の言葉は，討論すべき内容をはつきり表わしていると思われる述べた。第210次会議において，委員会は第七項(f)：「働く母親を含む家庭的責任を負う婦人労働者とその地位改善の方法」を取り入れることについての票決を行つた。これについては票決を分けて，先づこの項目の第一節を満場一致可決し，第二節「働く母親を含む」は賛成9，反対4及び棄権5をもつて可決した。残りの部分は満場一致採択された。そこで委員会は第七項(f)を全体として満場一致採択したのである。

19. 議事日程は結局最終的には次の通りになる。

1. 役員選挙

2. 議事採択

3. 婦人の政治的権利

(a) 婦人の政治的権利に関する事務総長の年次報告

(b) 婦人の政治的権利の進展と行使に関する方法についての報告

(c) 信託統治地域における婦人の地位に関する報告

(d) 非自治領における婦人の地位に関する報告

4. 婦人の教育の機会

(a) 婦人の教育機会に関する報告

(b) 教育における差別に関し、少数者の差別防止と保護の小委員会第八回会議のため準備された、特別報告者の報告案覚書

5. 男女同一労働同一賃金

(a) 男女同一労働同一賃金の原則について諸政府の履行状況に関する報告

(b) 諸国において男女同一賃金の促進に有効と認められた方法及び諸国における同一賃金原則適用の状況に関する報告

6. 婦人の地位委員会より、人権委員会第十一回会議、社会委員会第十回会議及び少数者の差別防止及び保護の小委員会第八回会議に出席した代表者の報告

7. 婦人の経済的機会

(a) 保健と社会福祉及び工学と建築における婦人の職業的進出状況に関する出版物についての調査の豫備報告

(b) 婦人のパートタイム制労働に関する報告

(c) 高年婦人の労働条件に関する報告

(d) 家内工業及び手工業に関する報告

(e) 少女及び婦人に対する職業的技術的訓練に関する報告

(f) 働く母親を含む、家庭的責任を負う婦人労働者とその地位改善の方法

8. 既婚婦人の国籍；既婚婦人の国籍に関する法規の改変に関する報告

9. 私法上の婦人の地位

(a) 家族法に関する補足報告

(b) 婦人の財産権に関する補足報告

10. 技術援助

(a) 婦人の地位に直接間接影響のある技術援助計画の概要

(b) 婦人の地位に関係ある技術援助計画に関する状況報告

(c) 人権の分野における助言に関する報告

11. 国際連合及び専門機関事業に対する婦人の参加

12. 全アメリカ婦人委員会の報告

13. 婦人の地位に関する通信

14. 婦人の地位委員会第九回会議の決定に基く措置、及び事業計画と優先審議項目についての検討

(a) 婦人の地位委員会第九回会議の決定に基き総会、経済社会理事会及び国連諸機関や専門機関によつてとられた措置に関する報告

(b) 事業計画と優先審議項目についての検討に関する事務総長の覚書

15. 経済社会理事会に対する報告の採択

第3章 婦人の政治的権利

20. 委員会は、第206、207及び208次会議において議事日程第三項「婦人の政治的権利」について討論を行つた。その際次の諸資料が参照された。即ち、婦人の政治的権利に関する諸国憲法、選挙法その他の法律について事務総長から毎年総会に対し配布される覚書；婦人の政治的権利の承認と実施のために行われている活動について非政府団体からの情報により事務総長が作成した報告；非自治領及び信託統治地域における婦人の地位に関する情報についての事務総長の報告。アメリカ代表提案の決議案は後に提案者が取り下げた。

21. 議論は二つの点に集中した。即ち、婦人の完全な政治的権利の承認と既に承認されている諸国の婦人がこれを有効に行使することである。

22. 婦人の政治的権利の承認という点については、新たに四ヶ国が婦人参政権を与えた事は喜ばしいこととして挙げられたが、しかし、或代表は、婦人が政治的権利を持たぬ国がまだ15もあり、又国連加盟諸国の多くがまだ婦人の政治的権利に関する条約に署名していない事実を強調した。或代表は、この条約に領土上の適用範囲をきめる条約がないので、自らの政府がこれに加盟することの妨げになつていと述べた。

23. 信託統治地域及び非自治領における婦人の政治的権利の進捗状態については、或代表は満足すべきものであるといふ、特に特定の地域における宗教的その他の慣習や土着人民の進歩の程度を考えると、政治的権利をより急速に認めることは賢明でなく尙早であるとの意見であつた。しかし他方、これら地域における進捗状況は不充分であると考え、この地方の慣習や教育程度の低いことの為にこれら政府の措置の遅滞も仕方がないという見解に異議をとなえる代表もあつた。又、そしてこれら非独立地域に類似した社会的宗教的伝統を有する独立国の或ものにおいては婦人の地位はめざましい進歩を見せていることが述べられた。

24. 婦人の政治的権利が最近与えられた諸国においてのみならず、既に久しい以前からこれを認めている諸国においても、婦人が十分に政治的分野に参加することを可能にし、激励する対策が必要であることについては、皆が賛成であつた。
25. 婦人が労働者であり母であるという二重の役目を負うと、家族内で財産権に関する不平等な地位などの社会的・法律的・経済的要因が、婦人が政治的権利を充分行使することをさまたげるものとしてあげられた。
26. 幾人かの代表は、それぞれの国では婦人達は政治及びその他の権利を自由に行使し、これらの権利の履行は法律によつて保証されている、と強調した。多数の委員達は次のことを強調した。即ち、全世界の婦人達は、新しい戦争の危険におびやかされ、平和の維持と、軍備競争の中止、及び大量破壊武器製造の禁止を要求し、その資金を、学校、病院、住宅の建設、及びその他の社会事業の履行等人々の福祉のために利用してほしいと希望しているというのである。このことは婦人が男子と平等に政治的権利を行使しうる条件を創り出すために大変重要であると述べられた。又一方、他の委員達は、平和の維持、軍備、及び大量破壊武器の禁止等に関する問題は国連内の適当な政治、安全保障機関で考慮されるのであつて、婦人の地位委員会は、その附託された問題のみに関するべきで、これらの問題はこゝでは考慮されるべきでないという意見を出した。
27. 新しくできた諸国では、婦人の政治的権利の法律的承認そのものはその権利の有効な実施ということよりも容易であり、又、他の諸国では、特に若い婦人達が、前の時代の婦人によつて獲得された政治的権利と責任を疎略にすることを防ぐための努力が必要であるとの意見が出た。
28. 討議を通じて特に政治教育の点が強調された。数人の代表が学校、政党及び民間団体の行つてゐる運動も含めての諸計画や方法を説明した。これらは講演、セミナー、講習会、又政府機構内における実地訓練などを含むものである。そして、文盲退治と、よい選挙民の育成のためには一般教育が必要なのは勿論であるが、文盲の成人に対して政治教育を行うことは可能であるから文盲とは必ずしも無智を意味するのではない。これに関連して、セミナーとか視覚教育による方法を用いる事を考慮すべきであるとの意見が出た。ユネスコ代表は、ユネスコがアジアの婦人達の間で政治的・社会的問題に対する関心を喚起するために指導計画を企画していることを、婦人の政治的権利に関するユネスコ活動の説明中に言及した。
29. 婦人の政治的権利の獲得とその充分な活用の方の方法や技術に関する経験を交換する道となり、又いろいろな国の婦人を共通の目的にむすびつけることによつて国際的理解を深めるといふ意味で、非政府機関が重要であることは一致して認められたのであつた。

30. 委員会は、ドミニカ共和国代表の口頭による提案、即ち事務総長に対し、今後婦人の政治的権利についての年次勧告には各国における公共団体や公職の選挙に関する婦人の被選挙権を示す表を附加するよう要請することに、満場一致で賛成した。

31. 討議中に、国際職業婦人連合会及び婦人国際団体連絡委員会の代表が意見発表を行つた。

第4章 婦人の教育の機会

32. 委員会は第210、211、212、214、215及び216次会議において、議事日程第四項について論じ、(a)婦人の教育の機会に関する報告、(b)教育における差別に関し、少数者の差別防止と保護の小委員会第八回会議のため準備された、特別報告者報告に関する事務総長覚書等を審議した。

(a) 婦人の教育機会に関する報告

33. ユネスコ代表は、婦人の地位委員会第九回会議において要求された、婦人の高等教育の機会に関する報告は、種々の困難の為にまだ出来ていないことを説明した。そして、今回の会議のためには、職業的・技術的教育に関するユネスコとILOの共同報告作成のみにその力を集中することに決めたのであつた。婦人の高等教育の機会に関するユネスコの報告は1958年に出来る筈である。

34. この高等教育に関する報告書は、前にユネスコが行つた、初等中等学校における少女の教育機会に関する報告と共に、この委員会が、学校教育に関する研究と勧告を行うための資料的根拠になるべきものであり、その完成の遅延は残念であるとの意見が、或代表から述べられた。

(b) 教育における差別に関し、少数者の差別防止と保護の小委員会第八回会議のため準備された、特別報告者の報告案覚書

35. この議題についての討論において、数人の代表から、性別による教育の差別についてはこの委員会が永年研究し、勧告を行つて来たところであり、委員会は、教育の機会の平等と政治的、経済的、公民的及び社会的分野における平等とは密接な関係があることを認めていたものであることが指摘された。

36. 少数者の差別防止と保護の小委員会が、教育上の差別に関する報告案を、婦人の地位委員会に附託したことは好意をもつて迎えられ、この報告は大変興味深く、実際の価値のある示唆に富むものであると述べられた。数人の代表は、この報告のうち性別による教育上の差別

に関する部分は比較的短かく、この問題を十分に処理したものとは思われないと述べた。特別報告者は、この教育上の差別に関する部分は、彼の考えによれば、婦人の地位委員会にとって特に関心があるものであると思われるという意見を述べ、これは小委員会から婦人の地位委員会に附託されるべきだと勧めたことが説明された。

3 7. 一般的問題の陳述において、数人の代表は各々自国の状態につき、特別報告者の蒐集情報の補足として材料を提供した。

3 8. 義務教育の立法を適用することが少女のために特に重要なものであることが強調された。非政府団体の或代表が、現実の慣習が男女平等の実務教育実施に逆うようなものであれば、少女に対する差別待遇は国家の立法によつては取除くことができないと述べた意見に数人の代表が賛同した。そして、少女の就学の重大な妨げになつてゐる根深い習慣や偏見に対して戦う有効な武器を見出す必要のあることが強調された。

3 9. 男女同じ学科を教えることが、教育の機会の平等の爲には根本的な条件と考えられ、特に中等教育における、いわゆる“女の学課”といわれるものは差別的であるとみなされた女子がすべての種類の学術的、職業的又は技術的訓練を受ける機会を制限することは、女子の専門的及び職業的機会の制限となること、産業に働く婦人が増えれば増える程、彼女達はもつと高い収入を得るに必要な技術習得の機会を与えられることがますます重要になつてくることが指摘された。更に又、子供や家族又社会全体としても、母親となつて子供を育て家事を行う婦人が高い教育を受ければ、その恩恵をうけることになるのだといわれた。

4 0. 数人の代表は、この報告書案は、特に性別による差別について述べている部分のみならず、全体として、少女の教育の機会の議論に関係があると考えた、即ち、教育における差別は、それが如何なる集団に対するものであつても、普通はそのうちの男子よりは婦人に対して影響するところが大きいのである。そして、教育予算の不足の被害を先づ蒙るのは少女であるのだから、この報告書案中に言及されている諸政府の予算配分の問題はもつと究明されるべきであるという提案がなされた。又或代表達は特別報告者は学校建築の問題をもつと念入りにすべきであると考えた。又、教員養成施設を増やし、女教師に対する不平等な賃金率や不利な労働条件又、既婚婦人のしめ出しなどの差別待遇を排することにより、教員の不足を軽減する方法についてもつと詳しい資料を盛えられたいという提案もあつた。

4 1. 特別報告者が、非独立領における指導に使う言語は、その地域の行政当局の用いる言語であるべきだと述べたのに対し、種々の異つた意見が出された。この点に関して、或代表達は、少くとも初等教育においては、子供の勉強を容易ならしめ、又その郡の言語の発展を助けるため

に、母国語が使われるべきであるとの意見であつた。一方、従来の経験の結果、幼い子供は行政当局の言語を大変速かに覚え、母国語による教育はむしろ困難と不利益があるとの意見があつた。これに関連して、もし学校で母国語を使うとすると土着語の方言(書き言葉も話し言葉も)の多様性からいつて、土着の子供とヨーロッパ人の子供を分離する必要が幾分ながらおきにくくなるということがあげられた。

4 2. パキスタン代表が、少女の就学に対する社会的経済的障害克服の爲の方法に関する決議案を提出したが、後に、議事日程第十項として出されるべき人権の分野における助言に関する決議によつて目的を達せられるからという理由で、提案者自身がこれを取り下げた。

4 3. 一般的討論の際、ユネスコの代表から、1954年と1955年においてユネスコはこの特別報告者に対し財政的に又、或程度技術的にも援助を行つたこと、ユネスコ総長は運営委員会(第43回)に対し、ユネスコがこの報告書を検討することを要求する小委員会の決議に実行にうつすという提案をする等であると述べた。

4 4. 国際キリスト教労働組合、国際大学婦人連盟及び国際婦人同盟の代表が意見発表を行つた。

4 5. 委員会は少数者の差別防止及び保護の小委員会から特別報告者の報告書案に対する批評の要求があるのに対し、如何すれば最も適切かを論じた。議論は主として、ドミニカ共和国、アメリカ及びベネズエラの代表の共同提案による決議案とそれに対してスウェーデン代表の提出した修正案に集中された。

4 6. 特別報告者と小委員会に対して、この委員会の報告中関連ある章と、その議論の記録を伝達することについては、一同の賛意が得られた。又、特別報告者の報告や国別研究によりその他の方法によつて入手できる性別による教育の差別に関する情報についての、分析的な概要を、事務総長がさらに作成するべきであるということについても一同賛成した。或代表達は、この共同提案の決議案の本文第二章を支持して、委員会は、事務総長に対して、この概要を作成し特別報告者がその報告案を修正するのに使えるよう伝達するべき事を要求したいと提案した。

しかし、他の人々は概要を特別報告者に渡す事には反対し、スウェーデン提出の修正即ち、概要は第十一回婦人の地位委員会会議に提出されるべきことを支持した。代表のうち多数は、性別による教育の差別は特に婦人の地位委員会の権限内に属するのであり、婦人の地位委員会自身が事務総長の提出する情報を研究し、それに基づいた勧告を直接経済社会理事会に対してすることが妥当であると強く考えた。

4 7. この共同提案の決議案と修正案は、決議に関する分科委員会に附託することに決定し、分科委員会は決議案共同提案者とスウェーデン修正案支持者の両方に受入れられるような一つの決

議案を採択した。

48. そこで、委員会は、その第216次会議において次のような決議を採択した：

婦人の地位委員会

少数者の差別防止と保護の委員会の第八回会議において、教育における差別に関する特別報告者の報告書の写を婦人の地位委員会に伝達し、性別による差別に関する部分について考慮し批評をするように決定されたことを感謝し、

その報告書案を興味深く研究し、

1. 事務総長に対し、婦人の地位委員会の批評を、第十回会議の報告及び議事録により少数者差別防止と保護の小委員会及び教育における差別についての特別報告者に対して伝達することを要求する。
2. 事務総長に対し、特別報告者の報告と国別研究及び他の入手可能な資料により、教育における婦人の差別についての情報の分析概要を作成し、その概要を第二十四回経済社会理事会へ提出できるよう第十一回婦人の地位委員会に提出するよう要請する。
3. 特別報告者に対して、修正報告書の中に婦人の地位委員会は別に性別による教育の差別について情報分析概要を作成中であることを記すよう要請する。

第5章 男女同一労働同一賃金

49. 委員会は、その第217、218、219、220及び222次会議において、議事日程の第五項について審議した。これに関係して委員会は男女同一賃金をすすめるための運動に用いられた方法及び諸国における同一賃金の原則適用の現状に関する事務総長の報告及び男女同一の労働同一賃金に関する国際労働事務局作成の報告を参照した。

50. 国際労働機構代表は、国際労働条約第100号の批准に関して、国際労働機構の加盟諸国のとつた措置について報告を行つた。そして、又、ILOの加盟諸国が、条約の批准をしたかしないかにかかわらず、この条約にうたわれている原則を実施するためにとつている方法について、一般的現状を説明した。又、ILO繊維委員会及びラテンアメリカ諸国の婦人労働力利用に関する専門家会議において、同一賃金に関し最近行なわれた決議について注意を喚起し、もし必要な経費の見込みがつけば、ラテンアメリカで行われたような会議が、アジア、中東、北アフリカ及びヨーロッパにおいても行われるであろうと述べた。

51. ILO代表は、同一労働同一賃金の原則はその実施の方法と関連して考慮されるべきであることを強調し、仲裁委員会、政府の命令又は三者構成裁判所等の機構を通じて最低賃金の設定を行うことが、婦人の賃金を男子のそれと同等にすることに役立つとの意見を述べた。

52. 後に又ILO代表は「同等の報酬」という語は、労働者が受ける現実の給料や基本賃金のみならず、その雇用から生ずる他のいかなる手当も、それが直接に払われるか間接か又現金か現物かに関係なくこれを含むものである。又「同価値の労働」とは全く同一というのではなく、客観的な評価と算定により類似の性質を持つとして比較しうる仕事のことを意味すると説明した。

53. 第220次会議において委員会の委員からなされた質問に答えてILO代表は、同一賃金の原則実施促進に関し、ILOが行つた過去の措置と今後の計画を説明した。

54. 討論の間に、同一労働同一賃金ということは経済面における婦人の地位の向上にとつて、政治面における選挙権獲得と同様重要なものであることがくり返し強調された。又、婦人の労働の正当な評価の爲には同一賃金という事が必須のことであり、この原則の実行は婦人の地位と尊厳にとつて重大な社会的意義を有することが述べられた。

55. 或一人の委員は、賃金の不平等が労働者すべてに不利益をもたらし、雇用の他の方面においてもその影響が出ているのであるから同一労働同一賃金は購買力を維持増大し国家経済全体のすべての分野を刺激する結果となると述べ、使用者側が婦人に対する低い賃金率についての云いわけとして屢々つかう根拠——即ち、婦人は能力が低いとか婦人は企業の間接経費が余計にかかる——は、同一賃金を採用した法律のある諸国の状態を分析してみれば簡単に論破することができると述べた。

56. 別の委員は又、婦人の賃金が低いのは、屢々、婦人は家族を扶養しないという理由によるものであり、この議論は、家族扶養の責任を負つた婦人が多数あることを考えると、余り得心のゆくものではないと述べた。この討論に参加した数人の委員達は、同一賃金の実施とこの議事日程中にある婦人の経済的地位に関する他の方面とは密接な関係があることを強調した。

57. 委員達は、「同一労働同一賃金」という用語は、「同等の価値ある仕事」という用語に伴う困難をさけるために同委員会文書の中に従来用いられて来たものであり、且つ同一賃金獲得の爲の世界的に知られたスローガンとして大きな意義があるので、この用語の方がよいとの意見であつた。

58. 数人の委員達は、ILOの条約第100号が僅か10ヶ国の批准しか得ていない事に遺憾の意を表し、この条約は全面的に満足すべきものであるとはいえないが、同一労働同一賃金を具現した唯一の国際的手段であると述べ、これに関して、アルゼンチン、白ロシア、中国及びソ連の代表は、これらの諸国政府が間もなくこのILO条約第100号を批准する筈であると発表した。

59. 又、他の数人の委員達は、夫々の国においてILO条約第100号の批准について、当面している困難についてのべた。例えば連邦組織の政府において責任が分散していることとか私企業における団体交渉の制度に政府の介入することが好ましくないというようなことである。又、数人の委員達は、ILO条約第100号の批准は、その批准国に対して団体交渉の経過中に、使用者と労働者に対し同一賃金の方向に向けて好意的な圧力をかけるという法的義務を生ずることに過ぎないと述べた。しかし、又或一委員は、自分の考えでは、条約第100号を批准した政府は同一労働同一賃金の原則の採用を促進し確保する法律義務を負うものと考えたと述べ又別の委員は条約第100号の批准は、同一賃金の原則を実行する方法を採用することにつき当局を助けるものであるから、これに随伴する立法を行う有力な基礎となるものであると述べた。又、この条約の本来の意義はその批准にあるのではなく、同一賃金原則を実効あらしめるために措置をとることにあるのだという意見もあつた。

60. この原則の履行に関連して、数人の委員達は、自分達の考えとしては、団体協約というもの、同一賃金を支持する政府の立法に対して補足をするものとしか考えることが出来ないといひ、又、他の一人の委員は、自分としては、自由企業の組織をもつ国においても、立法機関は同一報酬の原則に関して、私企業の使用者がこれを守るよう義務づけることは正当であるといふ。又、同一賃金の原則を実行している諸国が、国際貿易の面のヘンデイキャップに悩むということは、いつまでも甘受できるものではないと述べた。

61. 数人の代表が、信託及び非自治領における婦人の同一賃金に関する状態を特に注意する必要があるといつたのに対し、他の委員達は、これらの地域における婦人の地位は、注意深く観察されており、同一賃金の原則も、それぞれの地方の状態や可能性に照して考慮されていると答えた。

62. この討論中に、婦人に対しても適当な職業的教育的訓練を与えることが、男子の行う仕事と同じ仕事に対する能力をつける為には重要なことであると強調された。又、他の代表達は、家族手当とか健康、傷害保険又、有給休暇などの恩典に関しても男女の平等が必要であると強調した。又、このような恩典の為に、婦人がより広く経済的機会を得、より高い地位につく事が妨げられるようなことがあつてはならないと指摘された。又、特に、退職の年齢についての平等が問題にされたが、しばらくこの問題について討論が行われた後、委員会は婦人に関係ある労働条件のこの面に関しては議題第七項の婦人の経済的機会の時まで討論を延ばすことに決定した。

63. 一人の委員は、同一賃金のための立法は、賃金決定、職務評価のための適当な機関なしには

有効に実施することができないこと、又、経済的開発の初歩的段階にある諸国では不平等の伝統が根を下さぬうちに、同一労働に対する同一報酬を確保するための手段を、速やかにとるべきであると述べた。

64. 委員達は、事務総長の同一労働同一賃金の促進の為に用いられた方法に関する報告について評価を行った際、非政府団体がこの報告書作成に協力したこと、又彼らが同一賃金原則の適用促進のために行っている価値のある事業に対する感謝の意を表した。数人の委員達は、労働組合や団体交渉に婦人の参加の増加が大事であると強調し、或代表は、同一賃金原則を広く受け入れさせるにはゼミナール方式も有効であろうと述べた。

65. 全アメリカ婦人委員会、国際自由労連、国際キリスト教労組連合会、世界労連、国際婦人同盟、国際機会均等協会、及び聖ヨハネ国際社会政治同盟の各代表が意見発表を行った。

66. 委員会は第220次会議において、キューバ、スウェーデン及びアメリカ代表の提案になる決議案を採択した。ソ連代表はこの共同決議案を修正して、序文の最後の一節に、“立法”の語を加え、又、事務総長に対し同一賃金に関する特別の小冊子を出すよう要請するという一節を加えた。第220次会議において、議長は、事務総長は経費の増加を含む要求があるときは、その推定額についての覚え書を配付するべきであるとの規則があることを述べて注意を喚起した。

67. フランス代表が提出した修正によつて、決議案の序文に一節加えられた。

68. これらの修正案が出たので、決議案の共同提案者達は改正した文案を提出し、それにベルギー代表提案による本文第四節の修正を加えて、これが第222次会議において満場一致で採択された。

69. 決議文は次の通りである。

婦人の地位委員会は

同一賃金制の必要性に関する世論の啓発のため非政府団体が用いて有効であつた諸方法についての事務総長報告を感謝をもつて了知し、多くの国において、婦人労働者も同一賃金を受けべきであるという原則の確立について、進歩のあつたことを認め、

この問題に因し、経済社会理事会の決議第587 C (XX)を想起し、

各事業場において男子に匹敵する仕事をする婦人労働者に対する平等の賃金率の適用を確保する為に、同一賃金の原則を有効に実施する方法というものにもつと注意せねばならないと信じ、

立法その他の方法の中で、団体交渉は多くの国で婦人労働者に平等の賃金率を確保する最も

有効な方法の一つである事を考え、

1. 国際労働機関が、各国において、同一労働同一賃金原則確定の為に、団体協約も含むいろいろな方法によつて行つた進歩に関する報告を待望する。
2. 事務総長に対し、その諮問機関たる非政府団体から、平等賃金実施の実際的方法に関して更に情報を収集するよう要請する。その情報には特に団体協約にあたつて平等賃金履行の爲有効であつた方法、例えば婦人が組合に多く参加するように奨励することなども含む。
3. そして事務総長が非政府団体から得たこれら情報の概要を第十一回婦人の地位委員会会議に提出するよう要請する。
4. 事務総長が、国際労働機関と協議して、同一労働同一賃金履行の爲の種々の方法及びこの面における現状について小冊子の草稿を婦人の地位委員会第十一回会議で審議できるよう作成することを要請する。

第 6 章 婦人の地位委員会より、人権委員会第十一回会議、社会委員会第七回会議及び小数者の差別防止及び保護の小委員会第八回会議に出席した代表者の報告

70. 第210会議において、人権委員会第十一回会議に出席したフランス代表は、口頭でその報告を行つたが、同代表はこの二つの委員会の密接な協力の重要性を強調し、また人権委員会において、婦人の地位委員会が小数者の差別防止及び保護の小委員会との協力を更に継続するようにとの希望が述べられた旨を伝えた。又、フランス代表は、人権委員会が、事務総長に対して、人権の分野における助言に関してとられた方法について、人権委員会と婦人の地位委員会に報告を提出するよう要請したことを述べた。この二つの委員会の協力の必要ということから鑑みて、婦人の地位委員会が欧州事務局で開会中に、人権委員会は第十二回会議を国連本部で開会中である事に遺憾の意を表し、他の委員達もこれに同感であつた。

71. 委員会は人権委員会第十一回会議に出席した代表の報告に注目し、その労を感謝した。
72. 次に、社会委員会第十回会議に婦人の地位委員会代表として出席したドミニカ共和国代表の報告を受けた。
73. ドミニカ共和国代表は、以前に婦人の地位委員会の議事日程に“母子保護”の問題を入れる提案がされたことがあるのを指摘し、この問題は社会委員会の議事に密接な関係があることを述べた。社会委員会第十回会議において、ドミニカ共和国代表は、母子の保護、特に働く母親

を含むこの問題に関する研究の責任を社会委員会が負つてほしいと主張したこと。また経済社会理事会がその第二十回会議で、この問題に関する社会委員会のプログラムについては無期延期とすると決定したと述べた。(決議590B(XX))故に、社会委員会はこの母子保護問題の研究に着手しようとは考えていないので、自分の考えでは、婦人の地位委員会がその今後の措置について、この会期に決定すべきであろうと述べた。

74. 委員会は、ドミニカ共和国代表が、婦人の地位委員会を代表した立派な態度を謝し、その報告に注目した。

75. 次に、委員会は、小数者の差別防止と保護の小委員会第八回会議に婦人の地位委員会を代表して出席したドミニカ共和国代表の報告を聴取した。ドミニカ共和国代表は、性別による教育上の差別の問題は婦人の地位委員会の権限に属することであるが、教育上の差別の研究に関する特別報告者の報告案について論評をしてほしいという小委員会の要請については、その立場を明らかにし、性別による差別排除の方策の重要性につき適当な助言を行うべきであると述べた。

76. この報告に注目して、委員会は、小数者の差別防止及び保護の小委員会第八回会議に出席した代表の労を謝した。

第7章 婦人の経済的機会

77. 第220次より227次の会議において、委員会は議事日程第7項について討論を行った。次の資料が委員会に提出された。保健と社会福祉工学及び建築における婦人の職業的進出の状況に関する出版物についての調査に関して作られた事務総長の予備的覚書、ILO作成の婦人のパートタイム制雇用及び高年婦人労働者の雇用に関する報告書と手工業及び家内工業における婦人の機会についての報告書、ユネスコとILO共同作成の少女の職業的技術的訓練の機会に関する報告書。

78. 委員会は高年婦人労働者と婦人のパートタイムの仕事に関する問題を同時に審議することに決した。

(a) 婦人の職業的進出の状況

79. 保健と社会福祉工学及び建築における婦人の職業的進出状況に関する出版物調査に関する事務総長覚書についての討論において、数人の代表者は、婦人はこれら職業に進出するよう奨励されるべきであると述べ、又婦人の工学や、建築に対する関心は増大しつつあり、このような職業を選ぶことに反対する偏見をなくすよう、特にこの分野における人材不足の折から、努力しなければならぬと述べた。この調査が立派なものであるというILO、ユネスコ及びWHOの論評が事務総長覚書の中に記されており、これが注目された。ILO代表はこの研究は婦人の新しい就職口に関する情報を提供し、また、婦人の職業指導についての出版物を促進するという二つの有用な目的にかなったものであると述べた。

80. 委員会は婦人の地位委員会第九回会議の際に事務総長に要求した覚書よりも更に広汎な研究がなされていたことは一致して諒とした。この新しい計画に関する委員会の討論は、キューバ、ドミニカ共和国、フランス、パキスタン、スウェーデン、ソ連、イギリス及びユーゴスラビアの提案になる決議案とその附随報告書に集中した。

81. この決議案は、婦人に対する種々の職業の為の準備教育とその教育を婦人が各種の分野において活用する可能性についての問題全体の包括的考慮の手がかりとなることを意図したものであることが説明された。そして委員会は、学術的、職業的、技術的、又専門的訓練を含む教育のあらゆる段階における婦人の教育機会についての一連の報告書に基づいて、各国別にその審議を進めること、その報告書は現存の学校施設やその増設の計画、学課の種類などにも及ぶものであることが期待された。そしてそのような資料は、婦人に対する種々の職業や専門職の機会についての情報とも関連するものであること、またこの問題を論ずるには単に法律的立場からのみでなく、

残存する婦人に対する偏見とか婦人自身の態度とかの各国に存在する実情的な状態について行なわれるよう希望された。今までの会議において審議された報告書から入手出来る以外の必要な情報を得る為、決議文の提案者は、事務総長が、訓練や機会の主要な分野についてのリストと説明書を作成し、また第十一回会議の審議の後、各国政府や非政府団体に対して発すべき質問を作成することを要求した。

82. 決議案に関する討論において、ユネスコとILOの代表は、この問題に関しては多くの点がユネスコやILOの管轄に属するので、両団体の参加についても条項を設けられたいとの意見が出、委員会は、関係あるすべての専門機関との協力ということを決議案中に挿入することに賛成した。提案者達も、ベルギー、とイギリスが提案した本文の(b)項に対する修正案に賛成した。

83. そこで次のような決議文が第227次会議において満場一致採決された。

婦人の地位委員会は

この委員会が婦人の教育の機会と経済的機会に関する種々の研究を行い、この分野における特別の問題に関して勧告を行つて来たことを考慮し、

この委員会が、今後の仕事のためには、専門的技術的訓練の主要な分野と婦人の就職機会の見込みについて、政府や諮問的非政府団体より入手できる関係方面の現状についての資料にもとづいて研究をすることが主要と考え、

このような研究をはじめめる前に、どの点を特に研究すべきかを第十一回会議で決定するため、事務総長作成にかゝる専門的技術的訓練の主要な分野と婦人の機会の見込みについてのリストと説明を、先づ入手するべきであると考え、

事務総長に対し、関係ある専門機関と協力して、次のものを作成し、第十一回会議に提出するように要請する：

- (a) 専門的技術的訓練の主要な分野と、現在婦人が得ることができ又はできない職業機会のリストとその説明
- (b) 構成国や諮問的非政府団体に配布してこの問題に関する情報を入手できるように質問書
- (b)及び(c) 婦人のパートタイム労働と高年婦人労働者

84. 婦人のパートタイム労働と高年婦人労働者に関連して、委員会は、ILO代表から、この問題についてILOが作成した状況報告を聴取した。またILOが1955年の国際労働会議における決議に従い、パートタイム労働と年長婦人雇用についての調査を1957年に開始する計画であることを了知した。ILO代表は婦人労働専門委員会が1956年11月にこの問題及びその関連する問題について討論するため開かれることになつていると述べた。

85. 或代表が、年金受給最低年令に関するILOの決議、— これは婦人にはより低い年令を設定しているのだが— これについて質問したのに対し、ILOの代表は、即ち、1955年1月から2月にかけて開かれたILOの第一回ヨーロッパ地域会議の経緯、構成及び出席者について説明した。その地域会議においては、特に、年金受給最低年令を、その会議出席国においては原則として60才から65才の間とすること、更に、婦人については男子のそれよりも5才低くすることという決議が採択されたものである。

86. この決議に関連してILO代表は「年金受給最低年令」(minimum pensionable age)と「退職年令」(age of retirement)との相違を強調した。「年金受給最低年令」は、もし労働者が欲すれば年金を受ける事のできる最低の年令であつてこれは、必ずしも退職しなければならぬという意味ではなく、事実多くの国において、労働者は続けて働くことができることになつていのである。「退職年令」は労働者が賃金を得て働く事をはつきりやめてしまわなければならない年令を意味する。ILO代表は更に、社会保障の最低水準に関するILO条約第102号の関連条項、特に、老令年金については男女とも65才と規定している第26条について説明した。そして、更に、ILO代表は、この種の国際会議でなされる決議は多かれ少なかれ参加国に行われている水準を反映しており、この問題については、国内でもまだ意見の相違が見られることを指摘した。また同代表は、年金受給最低年令に関する決議文の条文は、本問題に関する委員会の要求によりILO事務局が作成した案の中に含まれていたもので、これには年令を二段階にすることは提案されていなかったのだが、労働者代表のある者から婦人の場合は5才低くせよという修正案が提出され、70対18の投票で可決されたのだとつけ加えた。

87. 続いて行われた討論において、委員達は、高年婦人達の中にフルタイムよりもパートタイムの仕事好むものがあるので、パートタイム労働と高年婦人雇用の問題は相互に関連するものであることをみとめた。又、パートタイム労働は、家族扶養の責任ある既婚婦人に対して、追加収入を稼ぐ機会を与え、これは経済的未開発地域においては、家族の生活維持にとって大変重要なことであることが指摘された。又、パートタイム労働は、家族扶養の責任ある婦人が、フルタイムの仕事に再びつかるようになるまで、家事をしながらその専門的技能を維持していくことを可能ならしめることが述べられた。一人の代表は、経済的未開発諸国における手工業、家内工業及び農業関係の職業において、パートタイム労働を發展させれば、農村の生活水準を高め、過重労働に従事する婦人の数も減少するであろうと述べた。

88. しかし、他の委員達は、パートタイム労働が、社会保障給付や年金受給資格の喪失や賃金の差別を伴うものならばそれは潜在失業のもとになり、婦人の職業的進出の重大な妨けになるであ

らう。そして、職業的訓練の機会を増し、進歩した家事設備や、保育所などを設け、又家族が家事をもつと分担してやることなどにより、婦人がフルタイムの仕事が出来るようにするべきであるとの意見であつた。

89. 高年婦人労働者の当面する問題に関連して、討論に参加した委員達は、各自の国で、職を求める高年者達の深刻な困難を改善するためにとられている措置について説明をした。医学の発達による平均寿命の延長のため、一国の人口に占める高年者の割合が非常に大きくなり、一方経済開発の進展は労働力の増加を必要としこれは高年労働者から補助する以外ないことが述べられた。委員達は、高年婦人雇用に関連してこれらの問題の研究を続けるべきであり、現在、職を求めている高年婦人にとつて妨害となつていいる偏見や、彼女らに開かれていいる雇用機会に関して、もつと詳細な資料が必要であると感じた。或委員達はもし婦人が男子と平等の経済的権利を享有しているのなら、高年婦人労働者にはのみ特有な問題というものはない筈であると思うと述べ、又、三十代、四十代の婦人は最もその労働能力を発揮するものであり、これら婦人が望むのに職が見つからぬとすれば、社会にとつても否むがたい損失となるであろうとの意見も出た。

90. 数人の委員達は、第一回ILOヨーロッパ地域会議で採択された決議文の中に、年金受給最低年令を婦人の場合は、男子のそれより5年若くすべきであると提案していることの意味に重大な関心を持つていいることを述べた。この条文は、婦人に対して重大な差別をすることになり、世界人権宣言の原則に反するであろうというのである。又、或委員達は、この決議は高年婦人労働者の利益に反し若くて退職することは専門職において或いは国家的国際的生活において成功を勝ち得るべき年俸を切りすてることによつて婦人の進歩を妨げるものであるとの意見を示した。これらの委員達は、もし婦人が男子より早く年金を受ける権利を取得するならば、使用者達は、もし労働市場における状況が人員削減を必要とするような時は、男子労働者よりも婦人労働者を解雇しがちであろうとの考えなのである。早く退職することは、それに伴う特典と引きあわない。又、婦人が早く年金を受けることが出来るというのは、高年婦人の求職についても困難を増すであろうと述べられた。

91. しかし、他の委員達は、この問題をもつと研究してみる必要があり、婦人が男子よりも社会的責任の重いことを考えると、早く退職して年金を受けるか、仕事を続けるかの選択をする特権を与えられるべきであるといふ、或国では年金を全額受けつゝ、年金受給最低年令以後も働き続けることができることになつていいることが述べられた。又、婦人は一般にその夫より何年か若いものであるから、婦人の退職がより低ければ、夫婦殆ど同時に退職することができるのではないかとの意見もあり又、或委員はいくつかの労働組合では、婦人に法律上の権利を確保する立法は屢々労働者全体の収獲をもたらすものであるという理由で、婦人退職年令を低くすることに賛成したことを述べ

た。

92. ある委員達は、この第一回 ILO ヨーロッパ地域会議の決議文が採択される前に、婦人の地位委員会が何の相談も受けなかつたことは遺憾なことであるといひ、この決議文の内容を委員会が知るまでに一年以上の月日が過ぎてしまつたことが指摘された。委員達は、国際的措置というものは各国内の措置に依るべきでもなく、又すべての国に共通の原則を公式化するということであつてはならぬとの意見であつた。委員会は、退職年齢問題に関する討論の記録概要を ILO に参考として送付することを決定した。

(d) 家内工業及び手工業

93. 委員会は、本問題審議の最初に ILO 代表の報告を聴取したが、同代表は、ILO が提出した状況報告は前回の報告で強調したと同様の傾向を再び強調していることを述べた。今回の報告は、この分野における ILO の関係活動に関する情報を含んでいる。同代表は、手工業や家内工業は原則として工業化の遅れている諸国に行われており、工業発達に対する競争者というよりも、工業の補足をするものと考えられるべきである。更に ILO 代表は手工業や家内工業の労働者に対する職業訓練、労働条件や社会的恩典の改善の必要を強調し、又、生産の向上や市場開拓、労働条件の改善、この種作業が手内職に変形する危険を防止するためにも、協同団体の力が大きいことを述べた。

94. 又、ILO 代表は、手工業と家内工業の文化的な面が余りに強調されすぎる傾向があるといひ、この種の仕事の価値は市場性の面から評価されるべきであつて、現実の需要や購買力に応ずるもののみが奨励されるべきであると述べた。

95. 次に、委員会はユネスコ代表の発表を聴取したが、その中でユネスコ代表は、家内工業や手工業に関する ILO の専門家たちがユネスコの基礎教育センターの仕事に協力したこと、又、ユネスコとしては諸国における伝統的文化の表現としての手工業の重要性や現代生活にしめるその位置を強調するような芸術教育のプログラムを実施したことを述べた。

96. この討論に参加した本委員会の委員達は、手工業と家内工業が、国の産業発展にも又婦人の経済的地位にも、潜在的な貢献をしていることを強調した経済的開発の遅れた諸国の工業化と関連して、家内工業と手工業は、基本産業が必要な発達を上げてつと雇用機会が増大するまで維持され、強化されていかなければならないことが述べられた。数人の委員達は又、精神的肉体的な疲労の軽減に役立つとして、手工業の治癒的価値をも強調した。又或委員は、農業地帯における婦人の福祉について本委員会が深い関心をもっている事を表明することが大事であると述べた。

97. この種の工業における労働者の経済的搾取に対する適当な保護の必要性が特に強調され、また健康な労働条件および社会保障制度の整備重要性がこの討論中くりかえし強調された。

98. 数人の委員達は、それぞれ自国の政府や有志の機関が行つてゐる手工業や家内工業の生産、市場開拓、及び芸術的進歩を助けるための計画について概説した。これに関して、委員達は工業化した国でも又経済開発の遅れた国々でも、仲介人による不当横行の除去のため又、健全な生産や市場開拓の技術の進歩のために、協同組合の価値を特に取り上げ強調した。又、大ていの国では手工業や家内工業の製品は旅行者相手の商売の爲に行われるのではなくてその地方の消費のためにあるのだと述べられた。しかし又、国内、国外の市場の可能性について注意深く研究されるべきであることもいわれた。又、数人の委員達は新しい技術や市場の導入によつてこれらの製品の芸術的価値がなくなることがあつてはいけなしいし、その地方の芸術的遺産と伝統的な技術の水準は大切に維持しなければならぬと云つた。

99. 第223 次会議では、パキスタンと合衆国の共同決議案を審議した。委員達が多くの修正や提案を行つたので、この決議案は決議に関する分科委員会に一任することに決まつた。分科委員会は、議論中に出た種々の提案をとり入れた文案を委員会に提出した。

100. 委員会は第225 次会議でこの文案を審議した。

101. この決議案に関連して、ILO 代表は本文の第1節について、二重手間の問題がおとるかも知れぬと指摘した。即ち、同代表は、事務総長から経済社会理事会にあてて、経済的社会的分野における事務局の構成及び任務に関して提出された覚書を挙げ、特にその第24節をとり上げたがそれは、仕事の或部面の責任を事務局と他の専門機関に共同で負わせるよりも、その関係専門機関の法規上の権限内にあるものは、出来るだけその専門機関に責任をとらせるべきであるというものである。又、ILO 代表は経済社会理事会の決議557A (XVIII) を引用して、上記文書において事務総長が採用した方法は、理事会でも是認されていることを指摘した。

102. 更に同代表は国際連合とILO の協定の第13条にもふれたがそれは国際連合と専門機関の間に互に重複した便宜やサービスを用いることをさけたいとしているものである。

103. 決議案の最初の提案者達は、この決議案は特に国連事務局による研究を要求してはいず、従つてILO と国連事務局との間の重複はないと述べた。しかし問題点を完全に明白にするために本文の第一節は削除され、その内容即ち理事会がその問題の研究を認めるということは前文の方へ移された。

104. そこで、委員会は修正通り決議案を可決した。

105. 決議文は次の通りである：

婦人の地位委員会は、次の決議案を採択することを経済社会理事会に要請する。

経済社会理事会は、

手工業及び家内工業は、多くの婦人にとつて特に工業化の初期にある農業経済国において、重要な収入源であることを認め、

更に、手工業や家内工業に関する組織的訓練はこれらの国において社会的経済的活動への婦人の参加を促進するのに役立つ事を認め、

これら労働者の労働条件の改善や技術の進歩は手内職の弊害を適正に防ぐために、地域社会に生産センターや協同組合を設置することにより最もよく確保されるであろうと信じ、

婦人の手工業労働者に公正な報酬と社会的恩典等の適当な保護を確保するべく、手工業の生産と販売に、効果的な方法を研究する必要があることを認め、

ILOに対して婦人の地位委員会に対する今後の本問題に関する報告においては、手工業と家内工業の健全な組織及び手内職に伴う弊害を避けるのに有効とされる方法について特別の注意を払うよう要請する。

(e) 少女の職業的技術的訓練の機会

106. 第223次会議において、本委員会は仕事の量が多いので少女の職業的技術的訓練の機会に関する問題の審議は第十一回会議にまわすことに決定した。

(f) 家庭的責任を負う婦人労働者

107. 家庭的責任を負う婦人労働者の地位に関して研究を行うことは、家庭外に職を有し、又家庭的責任も負う多くの婦人 — そしてますます増加しつつある婦人たちにとつて重要な問題であるとして多くの委員から歓迎された。

108. この研究は、子供やその他の家族の扶養をする婦人の責任、社会保険、福祉施設やその他の恩典等に関する現行規定を含むと考えられ、又、委員会は、この研究によつて婦人の働きが国家経済にとつて如何なる価値があるかということに注意を喚起することができると考えられた。

109. ある委員たちは働く母親が行う二重の職務ということを強調し、また、したがって彼等が、家族に対する責任を遂行していくための援助、経済的差別に対する保護についての援助を常に必要としているということが強調された。働く母親に対する援助というものは、妊娠中及び産後の適当な健康維持の方策、たとえば休暇や、必要に応じて軽い仕事への職場転換などの規定を含まねばならない。子供の世話についての援助は、本質的に托児所、未経験の母親に対する指導、母親の労働時間中大きい子供にあたるリクリエーション等の施設、学校と家庭の協力等によつて、母親の個人的責任であるものを侵害することなく、行われ得ると述べられ又工業労働については始終用いられているような科学的研究によつて家事労働を便利化することもあげられた。

110. 婦人の母親としての立場からの要求が雇用機会をせざるようなことになるのを防ぐことが

必要であると云われた。或委員達は、小さい子供達のある婦人は働かなくてもよいことが理想であるとの意見を述べたが、もし働く場合は自分が好んでやつている場合も又必要に迫られて働いている場合でも、差別待遇をされてはならぬという点については全体の意見が一致した。

111. 或委員たちは、婦人の地位委員会の目的は平等の獲得にあるのだから、そこで婦人の特別な保護の論議に重点をおくことは不賛成であるといつた。母と子の社会的な保護については、社会委員会の根拠とする方がより適当というのである。しかし、この意見は他の委員達の賛成を得ることは出来なかつた。すなわち、婦人がやむなく負う余分な負担があるのでこういう特別の方策を必要とするのであつて、そうすることによつて、婦人は男子と平等の基礎の上で経済的社会的政治的、生活に参加することができ、そして、婦人も社会全体も、益するだろうとのべられた。或る委員達は妊娠や出産後の婦人の健康を法律的に保護することの必要を特に強調した。

112. ILOの特別な権限が認められ1948年にILOの行つた予備調査や第38回国際労働会議で採択された幼い子供を持つ母親の雇用に関する決議について論じられた。ILO代表は妊娠や母親の労働条件、社会保障及び出産手当その他の恩典や働く母親の子供達に対するサービスなどに関する条約や勧告その他の方策について紹介した。又、第38回国際労働会議の決議(この論議中に言及されたもの)は、本委員会で議論された問題の研究をILOが関連やその他の関係専門機関と協力して行うことを企画したものであること、しかしその実行は1957年又は1958年以後になるであろうと述べた。

113. ポーランドとアメリカの代表から提出された決議案は多少字句についての反対があつたが、全員の賛成を得た。数人の委員達は、前文に使われている文句が、働く母親は副業や能率が他に劣るものだといつて婦人の経済的平等に反対する人々の議論を助けることになるのを怖れて強く反対した。ILOの代表は、ILOに報告を要求する際、他の関連専門機関と事務総長の協力ということをやうたつてほしいと主張した。

114. 決議案の提案者達はこの意見やその他の提案を入れて修正文案を作り、これが第226次会議で次の通り満場一致可決された。

婦人の地位委員会

経済社会理事会に対し、次のような決議案を採択するよう要求する

経済社会理事会は

婦人雇用の増大と諸国の経済的発展に対する婦人の大きな貢献を認め、

婦人は自分自身やその他の者の生活の為、又社会の発展に寄与するため、又扶養する者の生活水

率を高めるために働くものであることを考慮し、多くの働く婦人が職場の仕事の他に、家政の業務と家族の世話の責任を負っていることを思い、働く母親を含めた、家庭的責任を負って働く婦人についての研究の必要とその地位改善の爲の方策の必要を認め、

1. 国際労働機構に対して、事務総長や他の関係専門機関と協力して、家庭的責任を負う働く婦人の状態に関してその労働条件の改善のために種々な国で行われている活動に関する報告書を、婦人の地位委員会に、できればその第十一回会議に提出することを要求する。

2. 事務総長に対し、この分野における現存する問題や、この処理に有効とみとめられる方策に関する情報を、その顧問機関たる非政府団体から得て、婦人の地位委員会の、できれば第十一回会議に提出することを要請する。

婦人の経済的権利

115. 委員会にはフランス、インドネシア、ソ連及びユーゴスラヴィア 代表の共同提案になる決議案が提出されていて、これは経済社会理事会にあてたもので、理事会が事務総長に対し、1955年8月3日の理事会決議587FⅢ(XX)を実行するためにとられた措置に関する情報を世界各国政府から集めることを要求したものである。又、理事会は同じく事務総長に対しこれら諸国の政府から集めた回答に基いた報告書を第十一回婦人の地位委員会に提出する事も要求している。

116. 委員会には、また、この決議案に対する修正案が、アメリカ代表によつて提出されていた。それは本文を、国連加盟国とILO加盟国において婦人の経済的差別待遇除去の分野においてとられた方法で、事務総長とILOが有効であると認めたものに関する報告書を、婦人の地位委員会第十二回会議に提出するよう事務総長とILOに対して要求すると置換えるものである。そのため事務総長とILOは諸国政府から必要な資料を得るよう要請される。

117. 共同提出の決議案と修正案についての議論の際、或委員達は事務総長とILOに対する要求は、この問題の一定の分野に限られるべきではなく、この提案の基礎となつている理事会決議587FⅢ(XX)と同じ範囲にわたるものでなければならぬと主張した。他の委員達は反対に、上記の決議は余り範囲が広すぎて、事務総長とILOが任意に最初に手がける問題を撰ぶ権利を与えるならば、報告書は数年以上にわたる可能性もあると考えられた。

118. 委員達が種々異つた意見を出したので、決議案の共同提案者達は修正文案を提出した。アメリカ代表も自分の修正案に対する修正文案を重ねて提出したが、それは理事会決議587FⅢ(XX)にはつきり言及するべしという意見を取り入れ、且つ"の分野において"と"事務総長とILOが有効と認めたもの"の語を削除したものである。

119. 次に、決議案の共同提案者はその本文をおきかえるアメリカ代表提案の第二次修正案を受

け入れた。

120. 委員会はその第226次会議で次のような決議案を満場一致採択した。

婦人の地位委員会は

経済社会場事会对し次の決議案を採択するよう勧告する。

経済社会理事会は

婦人の経済的権利に関する理事会決議587FⅢ(XX)、すなわち、国連加盟国及び非加盟国はすべて婦人に対する差別待遇を除去し婦人の経済面における平等権確立を助ける立法その他の方策をとるべしとの勧告に基き、事務総長とILOに対し、国連の加盟国とILOの加盟国の政府が決議587FⅢ(XX)にいう婦人に対する差別除去のためにとつている方法についての一連の報告書を、婦人の地位委員会の第十二回及びその後の会議に提出するよう要請する。そして事務総長とILOはこれに必要な資料をこれら諸国の政府より得るよう要請する。

121. 全アメリカ婦人委員会、国際自由労連、国際キリスト教労組連合、世界労連、国際婦人協議会、国際職業婦人連合会、国際大学婦人連合会、国際婦人法律家連合会、汎太平洋東南アジア婦人協会、世界母親運動、世界カトリック婦人団体連合会、国際機会均等協会、聖ヨハネ国際社会政治同盟の各代表から、婦人の経済的機会の諸分野に関する意見発表が行われた。

第8章 既婚婦人の国籍

122. 第209次会議において委員会「既婚婦人の国籍」について討論を行つた。事務総長より、前回の会議に提出した既婚婦人の国籍に関する文書を補足するものとして本問題についての最近の法律規定の情報を内容とする二通の書類が提出された。

123. 議論は主として、既婚婦人の国籍に関する条約案につき総会の第十回会議でとられた措置に関して行われた。条約の前文と本文の規定に関する総会第三委員会の議論と決議は好意的に迎えられた。しかし、一方、ある委員達は、第六委員会が条約の正式条文作成に不成功であつたことにきびしい批判をあたえ、この条約の総会採択がかくして遅延したことに深い失望の意を表した。

124. 委員会は、次の総会において、この条約が採択され全加盟国に署名のため解放されるようにとの希望を一致して表明した。

125. 事務総長は、既婚婦人の国籍に関する最近の立法的進展についての年次報告を引き続き行うよう求められた。

126. この討論中、国際婦人協議会の代表が意見発表を行つた。

第9章 私法上の婦人の地位

127. 委員会は第211, 213, 217及び221次会議において、議題の家族法における婦人の地位を審議した。事務総長により家族法における婦人の地位についての補足報告及び前に提出された婦人の財産権に関する事務総長報告に対する追加が提出された。
128. 私法における婦人に対する不平等や差別を論ずるうちに、委員会は、種々の異つた法体系や違つた伝統を持つ諸国の家族法や財産権を扱うことは複雑且つ困難であることをみとめた。
129. 妻の地位が夫と平等の相手として事実上一般に認められている多くの国において、古い時代の法律が依然として残っていることがあげられた。たとえば、妻が外で働くことについての夫の同意、既婚婦人の法律上の無能力、妻の財産を夫が管理する権利、親権の不平等などが例として挙げられた。或代表達は、このような法律上の不平等は特に結婚がうまくいかぬ時既婚婦人に重大な不利益を招くものであることを指摘した。
130. 家族法が国の総合的な社会的文化的様式の一部となつている諸国では、社会的様式が法律より進んでいる国におけるよりも、変化に対する抵抗がはげしいことが指摘された。しかし、或代表のいうところによれば、政府当局者の間にこの分野における立法上の改革の必要は次第に認められて来ている。又、二人の代表がそれぞれの国において、婦人の財産上および家族上の権利に関して研究し法律の改正をはかるための委員会が任命されたことを報告した。
131. 国内の法律の改正を達成するためには婦人が常に努力しなければならないことが述べられこれに関して、数人の代表が非政府団体の活動を特に強調した。
132. 或国々では、財政法により、既婚婦人の所得や収入に対して不公平な課税をしていることをあげて、この問題は委員会で研究すべきことであるとある委員達がいつた。これは、私法の分野でないが、財産権に関する夫婦の平等と婦人の経済的機会に関係のあることだとの意見があつた。
133. 委員会は、特に婦人の地位に不利益な影響を及ぼしている習慣や古い法律の問題に注意を集中した。はじめ社会的に妥当であつた多くの伝統が、最近では婦人の進歩によつて重大な弊害や妨げに変つたことが認められた。総会決議843(X)が議論中特に話題となつた。すなわち、この決議の中で、すべての国は、婦人の人権を害するような古い法律、習慣、慣行を廃するよう促され、種々のこのような法律、習慣、慣行が列挙されたものであることが言及された。
134. この討論中、国際婦人協議会、婦人国際団体連絡協議会及び聖ヨハネ国際社会政治同盟の各代表が意見発表を行つた。
135. 委員会として今後行ふべきことについての討論は、主として、ベルギー、キューバ、フラ

ンス及びユーゴスラビア代表が共同提案した決議案にもよつて行われた。決議案の提案者達は、委員会は総会決議中によれてゐる諸問題のいくつかについて、経済社会理事会や総会を通じ、政府の措置について明確な勧告ができるように、詳細な研究をすべきであると考えた。一人の委員が、そのような決議は前の決議の効果を弱めるおそれがあるとのべたが、一致した意見はそれに反対であつた。すなわち、委員達の多くは、委員会はこの問題に対する関心に終止符をうつといふよりも、総会決議843(X)につけて、更に具体的な勧告を行つて、この決議を強化してゆくべきだと考えた。

136. その目的の為に、決議案の共同提案者達は、委員会は事務総長が第十一回会議に提出する児童結婚、売買婚(Bride price)等の親権等に関する報告書をはじめとする種々の習慣、法律、慣例などについて研究をするべきであるとの考えを述べた。多くの代表が、売買婚と児童結婚は、婦人の人権や、配偶者選択の自由に矛盾する非常に重大な悪習になつてゐるとの意見であつた。同様に、子供についての母の権利の不足、特に未亡人が、亡夫の家族の中で育てるのでなければ自分の子供を育てる権利を失ふということとは、最も重大な差別であるとのべられた。この三つの問題に加えて決議案の本文の中に一夫多妻制を入れることが、パキスタン代表により口頭で提案され、提案者達により了承された。これに関し、一夫多妻制は、妻ばかりでなく子供も、父の第二の結婚後ないがしろにされて、被害をうける御腹であると述べられた。

137. 総会決議843(X)に基く諸政府の処理状況について事務総長は報告すべき立場でないことはわかつていたが、多くの委員達はこの決議採択後いかなる進展があつたかを知りたいと望んだので、共同提案の決議案の本文に対して、フランス代表がそのむねの追加を提案し、他の提案者達もこれに賛成した。

138. 又、アメリカ代表が口頭で提案した前文の最後の一節に対する修正案も受理された。

139. 委員会は第221次会議において、次のような決議を尚場一致採択した。

婦人の地位委員会は

1954年12月7日の総会決議843(X)により、総会がすべての国に、婦人の人権を害し、国連憲章と世界人権宣言に述べている原則に反するような習慣、古代法及び慣例を廃するための適当な方策をたてるよう促がされたことに注目し、

この決議中に、総会はすべての国に対し、上記の措置をとるために、配偶者選択の完全な自由を保障し、売買婚の慣行を廃し、未亡人が子供を監護しまた再婚する権利を保障し、児童結婚と思春期以前の少女の婚約を廃し、適当な刑罰を設定することを勧告したことを想起し、

これらの習慣、法律、慣例、古代法等のうち、非常に広く行われている幾つかのものは婦人の人権を害うものであり、緊急の措置を要するものと信じ、又、経済社会理事会の1955年8月

3日の決議587CⅡ(XX)が、国連加盟諸国は、子供に対する権利義務の行使についての父母の平等を確保する為必要な措置をとるよう勧告していることに注目し、この決議中で、経済社会理事会は“若干の国においては、父の死又は権利の喪失にあたり、親権は当然に母に移譲されず又母が再婚すると、その権利が取り上げられる”こと及び、“若干の国においては、結婚解消に当つて、それが夫婦どちらの原因によるかにかかわらず、父が権利として子供を監護する”ということに注目しているのを想起し、母親がその自然的権利を奪われるような法律、慣例、習慣は、どの婦人にとつてもその人権を傷つけるものでありまた子供の利益に反すると信じ、かかる法律、慣例、習慣を詳細に研究することが、こゝに含まれた問題を理解するに必要と考へて、事務総長に対し、第十一回婦人の地位委員会会議に、できるだけ資料を集めた上で、一夫多妻、児童結婚、売買婚、結婚継続中と離婚後の母の親権および子供を監護後見する権利などについての報告書を提出し、あわせて、総会決議543(IX)の採択後示された進歩についても明らかにするよう要請する。

第10章 婦人の地位に関係ある技術援助計画

140. 委員会はその第213、215、216及び217次会議において議題第十項につき討論を行つた。婦人の地位に関係ある諸計画の概要と資料一覧表からなる、事務総長の技術援助計画概要の覚え書き、婦人の地位に関係ある技術援助計画に関する事務総長の状況報告、人権の分野における助言に関する事務総長の報告がそれぞれ提出された。

141. 事務総長代理が、人権委員会第十二回会議の開会に当り事務総長の行つた演説を紹介し、総会決議926(X)“人権の分野における助言サービス”という決議により、事務総長は、専門家による助言制度、特別研究生制度(フェローシップ)、奨学資金制度(スカラシップ)およびセミナーなどを設ける権限が与えられたことを述べた。

142. 更に、事務総長代理は、事務総長がその演説の中で、新しい計画の主たる目的は、諸国の政府が互いにある問題を解決した経験又は解決せんとして試みた経験を交換する機会を与えることにありと述べたことを伝えた。そして事務総長の、セミナーの利用についての考えを説明し、人権問題の認識促進に公式の場で重要な役目をもつ人々を短期間に集めることが大切だと考へていることをつたえた。そして、この計画の成功は、参加する諸政府、同委員会及び関係諸専門機関の指導と助言にかゝっているとつた。

143. ユネスコ代表が、演説したが、その中で同代表は技術援助計画概要の事務総長覚え書き中には、ユネスコが積極的に参加した事業の簡単な分析が入つていることによれ、またユネスコのこれに関する今後の計画につき簡単に説明を行つた。

け入れた。

120. 委員会はその第226次会議で次のような決議案を満場一致採択した。

婦人の地位委員会は

経済社会理事会に対し次の決議案を採択するよう勧告する。

経済社会理事会は

婦人の経済的権利に関する理事会決議587FⅡ(XX)、すなわち、国連加盟国及び非加盟国はすべて婦人に対する差別待遇を除去し婦人の経済面における平等権確立を助ける立法その他の方策をとるべしとの勧告に基き、事務総長とILOに対し、国連の加盟国とILOの加盟国の政府が決議587FⅡ(XX)にいう婦人に対する差別除去のためにとつている方法についての一連の報告書を、婦人の地位委員会の第十二回及びその後の会議に提出するよう要請する。そして事務総長とILOはこれに必要な資料をこれら諸国の政府より得るよう要請する。

121. 全アメリカ婦人委員会、国際自由労連、国際キリスト教労組連合、世界労連、国際婦人協議会、国際職業婦人連合会、国際大学婦人連合会、国際婦人法律家連合会、汎太平洋東南アジア婦人協会、世界母親運動、世界カトリック婦人団体連合会、国際機会均等協会、聖ヨハネ国際社会政治同盟の各代表から、婦人の経済的機会の諸分野に関する意見発表が行われた。

第8章 既婚婦人の国籍

122. 第209次会議において委員会「既婚婦人の国籍」について討論を行つた。事務総長より、前回の会議に提出した既婚婦人の国籍に関する文書を補足するものとして本問題についての最近の法律規定の情報を内容とする二通の書類が提出された。

123. 議論は主として、既婚婦人の国籍に関する条約案につき総会の第十回会議でとられた措置に関して行われた。条約の前文と本文の規定に関する総会第三委員会の議論と決議は好意的に迎えられた。しかし、一方、ある委員達は、第六委員会が条約の正式条文作成に不成功であつたとにきびしい批判をあたえ、この条約の総会採択がかくして遅延したことに深い失望の意を表した。

124. 委員会は、次回の総会において、この条約が採択され全加盟国に署名のため解放されるようにとの希望を一致して表明した。

125. 事務総長は、既婚婦人の国籍に関する最近の立法的進展についての年次報告を引き続き行うよう求められた。

126. この討論中、国際婦人協議会の代表が意見発表を行つた。

第9章 私法上の婦人の地位

127. 委員会は第211, 213, 217及び221次会議において、議題の家族法における婦人の地位を審議した。事務総長により家族法における婦人の地位についての補足報告及び前に提出された婦人の財産権に関する事務総長報告に対する追加が提出された。
128. 私法における婦人に対する不平等や差別を論ずるうちに、委員会は、種々の異つた法体系や違つた伝統を持つ諸国の家族法や財産権を扱うことは複雑且つ困難であることをみとめた。
129. 妻の地位が夫と平等の相手として事實上一般に認められている多くの国において、古い時代の法律が依然として残っていることがあげられた。たとえば、妻が外で働くことについての夫の同意、既婚婦人の法律的能力、妻の財産を夫が管理する権利、親権の不平等などが例として挙げられた。或代表達は、このような法律上の不平等は特に結婚がうまくいかなければ既婚婦人に重大な不利益を招くものであることを指摘した。
130. 家族法が国の総合的な社会的文化的様式の一部となつている諸国では、社会的様式が法律より進んでいる国におけるよりも、変化に対する抵抗がはげしいことが指摘された。しかし、或代表のいうところによれば、政府当局者の間にこの分野における立法上の改革の必要は次第に認められて来ている。又、二人の代表がそれぞれの国において、婦人の財産上および家族上の権利に関して研究し法律の改正をはかるための委員会が任命されたことを報告した。
131. 国内の法律の改正を達成するためには婦人が常に努力しなければならないことが述べられこれに関して、数人の代表が非政府団体の活動を特に強調した。
132. 或国々では、財政法により、既婚婦人の所得や収入に対して不公平な課税をしていることをあげて、この問題は委員会で研究すべきことであるとある委員達がいつた。これは、私法の分野でないが、財産権に関する夫婦の平等と婦人の経済的機会に関係のあることだとの意見があつた。
133. 委員会は、特に婦人の地位に不利益な影響を及ぼしている習慣や古い法律の問題に注意を集中した。はじめ社会的に妥当であつた多くの伝統が、最近では婦人の進歩によつて重大な弊害や妨げに変つたことが認められた。総会決議843(X)が議論中特に話題となつた。すなわち、この決議の中で、すべての国は、婦人の人権を害するような古い法律、習慣、慣行を廃するよう促され、種々のこのような法律、習慣、慣行が列挙されたものであることが言及された。
134. この討論中、国際婦人協議会、婦人国際団体連絡協議会及び聖ヨハネ国際社会政治同盟の各代表が意見発表を行つた。
135. 委員会として今後行ふべきことについての討論は、主として、ベルギー、キューバ、フラ

ンス及びコロンビア代表が共同提案した決議案にもよつて行われた。決議案の提案者達は、委員会は総会決議中にある諸問題のいくつかについて、経済社会理事会や総会を通じ、政府の措置について明確な勧告ができるように、詳細な研究をすべきであると考えた。一人の委員が、そのような決議は前の決議の効果を弱めるおそれがあるとのべたが、一致した意見はそれに反対であつた。すなわち、委員達の多くは、委員会はこの問題に対する関心に終止符をうつというよりも、総会決議843(X)につけて、更に具体的な勧告を行つて、この決議を強化してゆくべきだと考えた。

136. その目的のために、決議案の共同提案者達は、委員会は事務総長が第十一回会議に提出する児童結婚、売買婚(Bride price)等の親権等に関する報告書をはじめとする種々の習慣、法律、慣例などについて研究をするべきであるとの考えを述べた。多くの代表が、売買婚と児童結婚は、婦人の人権や、配偶者選択の自由に矛盾する非常に重大な悪習になつていているとの意見であつた。同様に、子供についての母の権利の不足、特に未亡人が、亡夫の家族の中で育てるのでなければ自分の子供を育てる権利を失うということは、最も重大な差別であるとのべられた。この三つの問題に加えて決議案の本文の中に一夫多妻制を入れることが、パキスタン代表により口頭で提案され、提案者達により了承された。これに関し、一夫多妻制は、妻ばかりでなく子供も、父の第二の結婚後ないがしろにされて、被害をうける制度であると述べられた。
137. 総会決議843(X)に基く諸政府の処理状況について事務総長は報告すべき立場でないことはわかつていたが、多くの委員達はこの決議採択後いかなる進展があつたかを知りたいと望んだので、共同提案の決議案の本文に対して、フランス代表がそのむねの追加を提案し、他の提案者達もこれに賛成した。
138. 又、アメリカ代表が口頭で提案した前文の最後の一節に対する修正案も受理された。
139. 委員会は第221次会議において、次のような決議を満場一致採択した。

婦人の地位委員会は

1954年12月7日の総会決議843(X)により、総会がすべての国に、婦人の人権を害すい、国連憲章と世界人権宣言に述べている原則に反するような習慣、古代法及び慣例を廃するたための適当な方策をたてるよう促がされたことに注目し、

この決議中に、総会はすべての国に対し、上記の措置をとるために、配偶者選択の完全な自由を保障し、売買婚の慣行を廃し、未亡人が子供を監護しまた再婚する権利を保障し、児童結婚と思春期以前の少女の婚約を廃し、適当な刑罰を設定することを勧告したことを想起し、

これらの習慣、法律、慣例、古代法等のうち、非常に広く行われている幾つかのものは婦人の人権を害うものであり、緊急の措置を要するものと信じ、又、経済社会理事会の1955年8月

3日の決議587C I(XX)が、国連加盟諸国は、子供に対する権利義務の行使についての父母の平等を確保する為必要な措置をとるよう勧告していることに注目し、この決議中で、経済社会理事会は“若干の国においては、父の死又は権利の喪失にあたり、親権は当然に母に移譲されず又母が再婚すると、その権利が取り上げられる”こと及び、“若干の国においては、結婚解消に当りて、それが夫婦どちらの原因によるかにかかわらず、父が権利として子供を監護する”ということに注目しているのを想起し、母親がその自然的権利を奪われるような法律、慣例、習慣は、どの婦人にとつてもその人権を傷つけるものでありまた子供の利益に反すると信じ、かかる法律、慣例、習慣を詳細に研究することが、ともに含まれた問題を理解するに必要と考へて、事務総長に対し、第十一回婦人の地位委員会会議に、できるだけ資料を集めた上で、一夫多妻、児童結婚、売買婚、結婚継続中と離婚後の母の親権および子供を監護後見する権利などについての報告書を提出し、あわせて、総会決議843(IX)の採択後示された進歩についても明らかにするよう要請する。

才10章 婦人の地位に関係ある技術援助計画

140. 委員会は第213、215、216及び217次会議において議題第十項につき討論を行つた。婦人の地位に関係ある諸計画の概要と資料一覽表からなる事務総長の技術援助計画概要の覚え書き、婦人の地位に関係ある技術援助計画に関する事務総長の状況報告、人権の分野における助言に関する事務総長の報告がそれぞれ提出された。
141. 事務総長代理が、人権委員会第十二回会議の開会に当り事務総長の行つた演説を紹介し、総会決議926(X)“人権の分野における助言サービス”という決議により、事務総長は、専門家による助言制度、特別研究生制度(フェローシップ)、奨学資金制度(スカラシップ)およびセミナールなどを設ける権限が与えられたことを述べた。
142. 更に、事務総長代理は、事務総長がその演説の中で、新しい計画の主たる目的は、諸国の政府が互いにある問題を解決した経験又は解決せんとして試みた経験を交換する機会を与えることにあると述べたことを伝へた。そして事務総長の、セミナールの利用についての考えを説明し、人権問題の認識促進に公式の場で重要な役目をもつ人々を短期間に集めることが大切だと考へていることを述べた。そして、この計画の成功は、参加する諸政府、同委員会及び関係諸専門機関の指導と助言にかゝっているといつた。
143. ユネスコ代表が、演説したが、その中で同代表は技術援助計画概要の事務総長覚え書き中には、ユネスコが積極的に参加した事業の簡単な分析が入つていることによれ、またユネスコのこれに関する今後の計画につき簡単に説明を行つた。

144. これに引つゞいて行われた討論において、数人の委員が、婦人の地位に関係ある技術援助計画概要の事務総長覚え書きは、この種の活動の範囲と種類を適切な焦点に絞つたものであるとして、その重要性を強調した。そして、この書類は出来るだけ広く配布すべきこと、また婦人の地位委員会第十一回会議での審議のため、この概要に最新の資料をもちこむよう事務総長に要求すべきであるとの意見であつた。

145. 討論に参加した委員達は、技術援助計画の活用が堅実に進歩をしめしていることを述べ、各自の国の政府が、技術援助計画の提供者として又は受入れ側として行つた経験を列挙した。数人の委員達は、家族の生活条件や婦人の地位の向上と、地域社会や国家社会の進歩の密接な関係を強調した。これに関連して、保健、地域開発、手工業家内工業等の分野における技術援助が社会全体にとり又婦人の地位にとつて如何に価値があるかがいわれた。一委員は技術援助の専門家の役目の重大さを強調し、専門的能力と熱心さがこのような専門家の基本的な資格であると述べた。そして、彼らの任期はその仕事の完成を見るに充分な長さでなければならぬ、といふまた技術援助計画において視覚資料を広く利用することを勧めた。又、他の一人の委員は、国連の正規の技術援助計画又は拡大技術援助計画に、専門家として又は研究生として参加している婦人の数は男子の数に比べて非常に少いことを遺憾とし、技術援助局と関係諸政府が、現在少い婦人参加者の数を増加せしめることを希望した。

146. 人権の分野における助言サービスについての討論中、委員達は、総会決議926(X)が技術援助計画を通して婦人の地位の向上の機会を増大したことを強調し、この新しい決議は政治的市民的面的のみならず社会的文化的な婦人の解放を促進するのに大変有効であらうと述べた。

147. すべての婦人非政府団体が婦人の地位向上に役立つこの計画の成功のために協力する事が大切であることが強調された。

148. この計画の実行に関しては、婦人の為不利な法律や習慣の改善に関して国家が行つたこととか、社会の福祉の為婦人の有効な協力促進の方法などを研究する為に、国際的研究資金(フェローシップ)を与えることの可能性を研究するよう事務総長に依頼することが提案された。

149. 市民教育と公民生活への参加の促進の方法として、成人婦人のための講習会などを組織することがよいのではないかと意見もあつた。

150. 委員達は助言サービス計画実施の有効な方法として、特に婦人の地位向上との関連でセミナールが大変価値があることを強調した。この分野において従前行われたセミナールの成功の前例、このやりかたの低敷さが指摘された。

或委員は、セミナーに視覚的実験が伴えばもつと有効だろうし、又そのようなセミナーに
関係地方の婦人の各階層の代表が出るのが最も望ましいと述べた。

151. パキスタン代表は、総会決議729(VII)により政府が行った要求に基づいて任命された
専門家が、婦人の政治的社会的生活への充分な参加のための訓練を目的として1954年にパキ
スタンで行った調査の報告書がこの目標を達成するためにセミナーの技術が重要であることを
特に強調していることを述べアジア諸国に対して計画されているセミナーの測り知れぬ貢献を
述べた。

152. セミナールの利用に関連して、ソ連代表はソ連政府が、1956年の夏に、婦人の地位委
員会の委員や、国際的婦人団体又は各国婦人団体の代表者のために2週間のセミナーを行うこ
とを決定したと発表した。このセミナーの目的は、参加者に対して、男女平等の原則実施によ
り起つた諸問題に関する経験を交換する機会を与えることにあり、旅費、滞在費ともソ連政府
が支弁すると述べた。

153. セミナールの技術は、婦人の権利とその地位の向上に役立つ最もよい方法の一つである
ということには大体皆の一致した意見であつた。又このセミナーは、参政権が男子には完全に与
えられているが、女子には制限があるという国々において、婦人にも完全な参政権を与えるよう
に政府を促す役目にも使えるであろうということが指摘された。

154. 国際キリスト教労働組合、国際婦人同盟、国際職業婦人連合会、国際大学婦人連合会、国
際婦人法律家協会、汎太平洋・東南アジア婦人協会、青年キリスト教労働者及び世界民主青年連合
会の意見発表が行われた。

155. 第216、217次会議において、委員会は、ベルギー、ドミニカ共和国、フランス、パ
キスタン及びアメリカ代表の共同提案にかかる決議案の審議を行い、これに対して第216次会議
において多くの口頭による修正が提出された。

156. 白ロシアの代表は決議案の本文第二節は、「非政府団体で顧問機関であるもの又はそうで
ないもの」と読みかえるよう修正を提案した。しかし、他の代表が、かかる修正には疑念がある
といひ、教人の代表の要求によつて、事務総長の代理が、かかる修正をした場合の実際的法的
問題に関して説明を行つた。その結果この修正はその提案者によつて取り下げられた。

157. ポーランド代表は決議案の本文第一節は、婦人が完全な権利を所有しまた行使している諸
国においてもセミナーを行う可能性をもたせ、婦人が権利をもたぬ国々の代表者達も上記の国
々の経験や実例によつて得るところがあるような工合に修正したいと提案した。しかし、その後
パキスタン代表が更に広く、政治的権利を最近獲得した国の婦人又はまだ充分権利を行使して

いない婦人を助ける為、国の種類を特に指定せずに地域セミナーを行うことについての研究を
事務総長に依頼するという修正案を出したので、ポーランドは自分の提案を取り下げた。

158. 決議案の共同提案者は、パキスタン提案の修正を、フランス、ベルギー、アルゼンチン代
表が各々提案した修正とともに受諾した。後の三つの修正は、本文に1(C)及び2として加え
られた。ベルギー、アメリカの提案した修正案も同様受理された。

159. 婦人の地位委員会は、第217次会議において、次のような決議案を満場一致採択した。

婦人の地位委員会は

事務総長作成にかかる技術援助計画の概要と同文書中にある婦人の地位に関する活動の広範な

な説明を謝意を以つて了承し、「人権の分野における助言サービス」に関する総会決議926

(X)により、(a)専門家による助言、(b)特別研究費(フェローシップ)及び奨学資金(ス
カラシップ)、(c)セミナーの三種の援助が正式に認められたことを喜びこれら三つの形の
援助が活用されるよう希望し婦人の権利の促進とその地位の向上については、セミナーの形を
とつて情報や経験を交換する方法が特に効果が多いと考え、1.事務総長に対し、(a)今年中に
諸国政府や専門機関と協議し、また総会決議926(X)に従つて、最近婦人参政権を獲得した
又はまだ充分これを行使していない国々の婦人が、その市民としての責任を理解し、国の公けの
生活に参加する機会を増加することを助けるため、地域セミナーを持つことが可能であるか否
かを調べること、(b)婦人の地位に影響を与える特定の計画についての概要を各国政府、専門
機関、諮問的資格を有する非政府機関に回附し、それによつて婦人の地位向上のためにとり得る
手段の広汎な可能性を知らせること、(c)婦人の地位に直接間接関係する計画についての新
しい資料をこの概要に追加して、婦人の地位委員会第十回会議に提出するよう要求し、2.又非
政府団体で諮問機関たるものに対して、上記可能性のあることを大衆に知らせるようあらゆる努
力をせられるように要請する。

第11章 国連及び専門機関の事業に対する婦人の参加

160. 婦人の地位委員会は、議題第11項をその第227次会において討議した。

161. 婦人の地位委員会委員達は、この問題は委員会によつて大層関心の深いものであると述べ
た。即ちこれは、国連憲章第8条の履行に関するものであり、委員会定期議題に教えるべきであ
るというのである。ドミニカ共和国代表は次のように考えた。即ち、国連の事業への婦人の参加
は、国連事務局及び専門機関事務局への勤務とのみ限らずに、各国政府は、国連への各国の代表

部や、総会、理事会、及び国連各機関への代表として婦人を任命するようにすべきである。これに関して数名の代表が、それぞれの政府によつて採択された進歩的政策について報告を行い、これらは国連や専門機関によい例となると提案した。

162. ドミニカ共和国代表は又、本委員会の前二回の会議での事務総長の言明、即ち彼の管理下では、性による差別は過去にもなかつたし又今後もないであろうということに対し、委員会は確信をもつべきであるという見解を述べた。しかし委員達は、もし事務局の高い地位に欠員が出来た場合は、婦人をその地位に昇進せしめるようあらゆる努力をすることが重要であり、もし又その前任者が婦人であつたのなら、その代りに男を任命するべきではないとの考えであつた。そして、憲章第八条の適用は、不当に遅滞しているとの感想であつた。

163. 委員会として一致した意見は、国連事務局は各国行政内部の情勢の進歩をまつことなく憲章第八条を充分に実行して、卒先して欠員に関する適当な公示を行い、またどしどし婦人を責任ある地位に任命あるいは昇進させるべきである。

164. 事務総長代理が演説を行つたが、それは、数人の委員達が発した質問に答えて、第9回婦人の地位委員会会議において事務総長が行つた演説を引用したものである。即ちその際、事務総長は、事務局の再編成によつて生じた政策立案の地位への任命は、主として国連の現職員の配置変えによつて行われたこと、国連は新職員を探すに当つては、主として各国の行政官から求め、各国の行政の責任ある地位にある婦人が増加しているから、自然に国連事務局の高い地位へより多くの婦人が任命されるという結果になると信じていると述べたのである。幾人かの代表者は、国際機関の真の役目は、各国政府によつて今までなされて来た進歩の水準をたゞ反映するだけでなくむしろ進歩の主導者となることであると提言した。

165. 国連及び専門機関事務局への婦人の参加に関する報告に対する質問に関連して、事務総長代理は、また、第八回婦人の地位委員会会議で事務総長が行つた演説をも引用した。これは、将来この問題の提議は総会第五委員会を通して行われ得、これが人事問題の取扱については妥当な機関であると述べたのである。

166. 委員会は、国際婦人法律家連合会、及び国際婦人協議会の代表の意見を聴取し、又後者は国際職業婦人連合会、国際大学婦人連合会、婦人国際平和自由連盟及び聖ヨハネ国際社会政治同盟の意見をも併せて述べた。

第12章 全米婦人委員会の報告

167. 婦人の地位委員会の、第228次会議において全アメリカ婦人委員会の報告が提出され、

その代表の意見発表が行われた。

168. 数人の委員がその意見発表と全アメリカ婦人委員会の事業に特に興味を示し、同委員会の長い立派な歴史と婦人の地位委員会に対して行われた有益な協力について論じた。

169. 婦人の地位委員会は、全アメリカ婦人委員会の報告に謝意を表した。

第13章 婦人の地位に関する通信

170. 経済社会理事会の決議76(V)およびその修正決議304(X)により婦人の地位に関する通信は、事務総長により秘密表及び非秘密表にまとめられた。

171. 非秘密表の方については通信に関する分科委員会が検討し報告を行いそれが委員会の第228次会議で演説一致承認された。

172. 秘密表が開かれ、委員会は秘密表を受領し、検討した。

第14章 婦人の地位委員会第九回会議での決定に基づく措置、及び事業計画と優先審議項目についての検討

173. 第228次会議において議題第14項が討論された。委員会の第九回会議における決定に基づいてとられた措置に関する事務総長の報告が提出された。更に、経済社会理事会の決議324(X)402(b)(XII)及び451(a)(XIV)に従い事務総長が作成した事業計画の検討と優先審議項目決定に関する覚書きが提出された。

174. 委員会は、第九回婦人の地位委員会会議の決定に基づく措置に関する事務総長の報告を検討した。

175. 次に、上記経済社会理事会の決議にてらして事業計画を検討した。

176. ポーランド代表は、優先的特別事業のなかの(c)項の小事項(iii)「婦人の経済的機会」のあとに、家庭の責任を負う婦人労働者の労働条件改善の方策に関する報告に関連した小事項を入れることを提案した。この提案はこの点に関して委員会が行つた決議の線に沿つたものであり、受理された。

177. ベルギーとフランスの代表は財政立法に関する新しい項目を追加することを提案した。即ち、多くの国において、既婚婦人の収入は夫の収入と一緒に課税されるという条件の為に、独身婦人の収入とくらべると差別的な課税をされているというのである。この意見は一般の賛成を得、次のような項目が、優先的特別事業の(b)項として事業計画に追加された。「婦人の法律上の地位と待遇に関する質問表に対し各国政府の寄せた回答や、非政府団体から得た資料に基づく既婚

労働婦人に適用されるべき税法の予備研究の実施”。

178. ユネスコの代表は、総統的な優先的事業の(c)項にいう報告は、次のように書くべしと提案した。即ち“(a)職業学校も含む学校への少女の就学率の増加、(b)既婚婦人を含む教職への婦人雇用の促進のための方法”。この提案は受理された。

179. なお、優先的継続事業のうち(e)項“婦人の経済的機会”の中にいう報告の第1は、婦人の地位委員会の関係決議によれば、婦人の地位委員会第十二回会議に提出されるべきものであることが確認された。

180. 白ロシアとソ連の代表は、優先的継続事業計画の中の(c)項“婦人の経済的機会”の中に、社会保障と社会福祉制度のことを含むべきであると提案した。これに関する討論中、フランス代表は、(ii)項の中に、“ILOの手工業及び家内工業に関する報告”という字句の後に、“この分野に働く婦人の利用出来る社会福祉制度を含む”の文を入れること、同じ文を同様に(V)項「もとの案では(iv)項」中、“家庭の責任を負う婦人労働者の条件”の後に挿入することを提案し、これが受理された。

181. その討論中ポーランド代表は、特にILO代表の言明にてらして、(iv)項内にいう報告は社会保障に関係あるものであると考えることを述べた。

182. 第228次会議で、次のような今後の事業計画が委員会により満場一致で採択された。

I. 優先的継続事業

- (a) 婦人の政治的権利
 - (i) 第十一回総会のための婦人の政治的権利に関する覚書
 - (ii) 信託統治地域における婦人の地位に関する報告
 - (iii) 非自治領における婦人の地位に関する報告
- (b) 既婚婦人の国籍 既婚婦人の国籍に関する最近の立法の変化についての情報蒐集
- (c) 婦人の教育の機会 婦人の教育の機会についての状況報告
 - (a). 職業学校も含む学校への少女の就学率の増加の方法
 - (b). 既婚婦人を含む教職への婦人雇用の促進の方法
- (d) 同一労働同一賃金 “同一価値の労働に対する同一の報酬に関するILO条約(第100号)の批准を含む、諸国政府の同一労働同一賃金原則実行状況の状況報告
- (e) 婦人の経済的機会 関連加盟国及びILO加盟国が婦人に対する経済的差別除去のためにとった措置に関する報告
- (f) 私法 家族法及び婦人の財産権についての立法や実例に関する年次報告
- (g) 技術援助計画
 - (i) 人権の分野における助言サービスに関する報告
 - (ii) 婦人の地位に関する技術援助計画の概要を含む補足報告

- (h) 婦人の地位に関する年二回のニュースレター

II. 優先的特別計画

- (a) 私法 一夫多妻制、児童結婚、売買婚及び子供に対する母親の親権、監護、後見に関する慣行の報告
- (b) 財政法 婦人の法律上の地位及び待遇に関する質問書に対し各国政府の寄せた回答や、非政府団体から得た資料に基づいて、既婚労働婦人に適用されるべき税法の予備研究の実施。
- (c) 同一労働同一賃金 同一労働同一賃金の原則の実行の方法について、特に団体交渉契約を含む方法に關し、非政府団体から情報を徴すること。
- (d) 婦人の経済的機会
 - (i) 婦人のパートタイム労働と高年婦人労働者に関するILOの報告
 - (ii) 家内工業及び手工業に関する、この分野に働く婦人が利用できる社会施設を含むILOの報告
 - (iii) 職業的技術的訓練に関するユネスコとILOの共同報告
 - (iv) 家庭の責任を負う婦人労働者—働く母親を含む—の雇用条件改善の為の方策に関する報告
 - (v) 家庭の責任を負う婦人労働者—働く母親をふくむ—の条件に關して、彼等の利用できる社会保障法規を含む情報を非政府団体に要求し、これに基づく報告を作成すること。
 - (vi) 婦人の職業の概況 職業的技術的訓練や職業機会の説明及びこの問題に関する質問書教育における婦人の差別についての情報の分析的概要
- (e) 婦人の教育の機会 同一労働同一賃金に関するパンフレット草案

III. 非優先事業

附録 I 婦人の地位委員会第九回会議の決定に基づく措置

目 次

まえがき	40
I 婦人の政治的権利	40
(a) 婦人の政治的権利の進展に関する事務総長の覚え書	40
(b) 婦人の政治的権利の拡張と行使に直接関係ある方法、 技術及び活動	40
(c) 婦人の政治的権利に関する条約	41
II 同一労働同一賃金	41
III 私法上における婦人の地位	42
IV 既婚婦人の国籍	42
(a) 既婚婦人の国籍に関する条約	42
(b) 既婚婦人の国籍に関する法律	43
V 婦人の経済的機会	43
VI 婦人の教育の機会	45
VII 婦人の地位に関係ある技術援助計画	45
VIII 人権委員会及び社会委員会に対する婦人の地位委員会 代表の出席	45

1. 本報告書は、経済社会理事会の決議4.0.2 B (XII)に従って作成されたもので、婦人の地位委員会第九回会議における決定に基づく措置を簡単にのべたものである。これらの決定は国連の他の機関又は事務総長に措置を要求し、且つ、とられた措置が更に詳細にわたって検討されるように述べている。
2. 婦人の地位委員会が、経済社会理事会に提出した第九回会議の報告(記録E/2727)が全体をとおして、しばしば参照されている。

I 婦人の政治的権利

(a) 婦人の政治的権利の進展に関する事務総長の覚え書

3. 国連婦人の地位委員会は、第九回会議において、次のような経済社会理事会のための決議案を採択した。即ち理事会は、
 - (1) 事務総長に対し、婦人の地位に関する年次報告の中に国連、及び、もしくは各専門機関のあらゆる加盟国、及び、もしくは国際司法裁判所規程の当事国を、含めるよう要請すること。
 - (2) 事務総長に対し、前記各機関の非加盟国及び、もしくは国際司法裁判所規定の非当事国に関して入手し得る適当な情報を、この報告の附録に含めるよう勧誘すること。
 - (3) 婦人の政治的権利に関する条約に対する留保並びに異議に関する情報を第九表に含めるよう要請すること。
4. 経済社会理事会は、第十二回会議において、この決議案を採択した。
5. そこで事務総長はこれに従い、覚え書を作成した。これは、以前の報告(A/2692)に含まれた資料を最近のものと更新し、婦人の政治的権利に関する条約の留保に関する情報を第九表に含め、国連、もしくは各専門機関の非加盟国及び、国際司法裁判所規定の非当事国である3ヶ国に関する附録情報を含めたものである。

(b) 婦人に対する政治的権利の附与とその行使に直接に関係ある方法、技術及び活動

6. 婦人の地位委員会は、第九回会議において、次のような決議を採択した。これは、事務総長に対し時に婦人が未だ投票権をもたない、もしくはごく最近に獲得した地域において、婦人の政治的権利に対する附与及びその行使のためにとられた方法、技術及び活動について、経済社会理事会の顧問的資格を有する非政府団体から得た情報に基づいて報告書を準備するよう勧誘するものである。

7. この要請に従って、事務総長は当該団体に、適当な情報を提出するよう勧誘した。彼は受理した情報に基づく報告書を婦人の地位委員会第九回会議に提出する。

(c) 婦人の政治的権利に関する条約

8. 婦人の地位委員会は第九回会議において将来の特別優先案計画に婦人の政治的権利に関する条約に関する書物の作成及び出版を含めている。同出版物は第十回会議に提出される予定である。

II 同一労働同一賃金

9. 婦人の地位委員会は第九回会議において、経済社会理事会のための決議案を採択した。同決議案によれば理事会は、同一賃金の原則を各国政府が採択するためには、その原則に十分な意味と効果を与える実務的措置を必要とすることを認め、
 - (1) あらゆる国の政府に対し、同一労働同一賃金の原則を適用するために立法措置、もしくは他の措置をとるよう要請する。
 - (2) 各国政府が、その技術援助計画のなかに、同一労働同一賃金の原則に実務的効果を与えるための適当な方策の発展をはかるような計画を含め
 - (3) また各国政府が非政府諸団体に対し、同一労働同一賃金の原則を支持する世論を作り出す努力を続けるよう奨励することを要請する。
10. 経済社会理事会は、第二十回会議において、決議(587C(XIX))を採択した。同決議は、前項に述べた決議案に含まれた勧告を具体化したものである。
11. 婦人の地位委員会は、第九回会議において、又次のような決議を採択した。即ち、同一労働同一賃金の必要性について世論の好意的傾向を創り出すのに有効な方法に関する事務総長の報告書中の資料を出来るだけ新しいものにする。またそれに諸国における成果に関する情報を補足しなければならないことを述べたものである。この決議において、委員会は更に事務総長に対し、経済社会理事会の顧問的・非政府団体から、同一賃金問題に関する以上の二つの面に関して更に広範囲な情報を得るよう勧誘した。この決議に関して事務総長が受理した情報を統合した報告書は婦人の地位委員会第十回会議に提出される。
12. 「同一価値の労働に対する男女労働者への同一賃金に関する」ILO条約第100号及び勧告第90号の実施に関して、ILO事務局がまとめた状況報告書が婦人の地位委員会第十四回会議に継続して提出される。これは、婦人の地位委員会第八回会議において、同問題に関する報告は引続き同委員会に提出されるようとの要請のあつたことにもとづくものである。

III 民法上の婦人の地位

13. 第九回会議において、同委員会は、経済社会理事会が三部からなる決議案を採択するよう勧告を行つた。第一部は、理事会が

家族法における婦人の地位及び財産権に関する事務総長の報告を了知し、またこれらの報告は委員会に毎年更新されて提出されるべきこと、更に収集された情報は印刷刊行物の形で公の利用に供せられるべきであると信じて、事務総長に対し、委員会のためにこの報告書を毎年更新し、且、既婚婦人の法制上の地位に関する書物の刊行を準備、整備するよう要請するものである。第二部は親の権利及び義務に関して経済社会理事会がこの面における両親間の不平等を了知し親の権利及び義務を両親の間に平等に分けることが婦人の地位にとり子供にとり家族という制度にとって利益になることを信じて、関連加盟国に対して、子に対する権利及び義務の行使において、両親間の平等を確保するのに必要なあらゆる措置をとるよう勧告するものである。第三部は、理事会が、多くの国において、既婚婦人の住所に関する法律が婚姻中の夫婦間の平等の原則に反しており、その結果、ある国々においては、非常に困難な状態を来していることを認めて、各国政府に対し、既婚婦人が独立した住所をもつ権利を確保するために必要なあらゆる措置をとるよう勧告するものであつた。

14. 経済社会理事会は、この決議の三部分について、第一部中の「書物」を「資料」におきかえたのみで、提出されたとおり採択した。

15. そこで事務総長は、婦人の地位委員会第十回会議に提出するため、同委員会第九回会議以後受理した「婦人の法的地位及び待遇に関する質問書」のⅡ及びⅢについて、エジプト、フランス、ハイチ、メキシコ、ニカラグア、ポーランド、トルゴ及びソ連の各政府から送られた回答にもとづいて、家族法及び財産権に関する補助報告書を準備した。既婚婦人の法的地位に関する資料は目下準備中で、近く刊行される予定である。

IV 既婚婦人の国籍

(a) 既婚婦人の国籍に関する条約

16. 婦人の地位委員会は、第九回会議において、既婚婦人の国籍に関する条約案の原文を経済社会理事会及び総会に提出して承認を求めることを決定した。その結果委員会は、前文及び本文三条項の原文を含む経済社会理事会のための決議案を採択した。最後の教条については、委員会は如何なる決定も行わず、申し出でされた4条から11条までの原案及びそれに対する修正が、理事会に対し委員会が勧告を行つた決議案に、附加された。

17. 経済社会理事会は、第二十回会議において、一つの決議案を採択したそれは、総会に対し、既婚婦人の国籍に関する条約を採択するよう勧告し、婦人の地位委員会の採択した前文と本文の原文の解説を総会に求めるものである。婦人の地位委員会が、同決議案に附加した

最後の教条項は、経済社会理事会の決議にも同様に附加された。又、オーストラリアから理事会に提出された本文条項第3条についての修正案も、同様に理事会の決議に附加された。

18. 総会は第十回会議において、「既婚婦人の国籍に関する条約案」を第三委員会に附託した。同委員会は、総会が、経済社会理事会から送附された前文及び本文条項を若干の修正つきで承認するよう勧告するものの報告を行つた。

19. 第三委員会は、条約案の最終条項を第六委員会に附託することを決定した。しかしながら、第六委員会は、最後の条項に関する討議は行わず、また本会議に対して如何なる勧告も行なかつた。第六委員会は、第三委員会に対し、その要求をもつとはつきり形に現わしてくれるよう要請する決議を行つた。

20. しかし、第三委員会は、同会期の最後の会議を既に休会としていたので、同問題に関しそれ以上如何なる活動も行なわなかつた。

21. 総会は、前文及び本文三条項に注目し、次期会議において再び、条約案を検討することを決定した。

(b) 既婚婦人の国籍に関する法律

22. 婦人の地位委員会は第九回会議において、既婚婦人の国籍に関する問題の検討と関連して、

「既婚婦人の国籍に関する法令の最近の変更についての情報収集」を事業計画に含めることを決定した。事務総長は婦人の地位委員会第十回会議に、その情報を含む報告書を提出する予定である。

V 婦人の経済的機会

23. 婦人の地位委員会は、第九回会議において経済社会理事会に対し、婦人の経済的機会に関する三つの決議案を採択した。

24. 決議の第一(FI)は手工業及び家内工業における婦人の機会に関するもので、同決議において理事会は、関連加盟国政府に対し手工業及び家内工業の開発計画をたてたり又、技術的援助計画にその企画を含めしめる際に、手工業及び家内工業における婦人の機会の伸張に関してILO事務局が作製した報告書を充分利用することを勧告するものとし更に理事長ILOに対しこの分野における研究を継続し、かつ、その進捗状況を常時婦人の地位委員会に通報するよう要請するものとしている。理事会はまた、本決議を、然るべき諮議を行うために信託統治理事会及び非自治地域権限に関する委員会に送付するよう要請された。理事会は、本決議を若干の修正を加えて採択した。従つて本決議は、信託統治理事会第十七回会議の付属文に第十一项として組み入れられた。(T/1216)また来るべき非自治地域の情報に関する委員会の第七回会議の付属文にも組み入れられる。この問題に関するILO事務局の報告書は婦人の地位委員会第十回会議に提出される。

25. 婦人の地位委員会が理事会に対して採択した第二の決議案は、婦人に対する職業訓練及び指導に関するものである。本決議において理事会は、婦人の経済生活への参加が、婦人に対する職業指導及び訓練の施設、並びに、職業指導と職業相談施設の不足によつて妨げられているという意見を明示するよう要請された。更に決議案の文によつて、理事会は、各国政府が、この分野において各国を援助するために行なわれる技術援助計画が提供するサービスを利用するよう奨励し、各国政府が、労働市場において婦人のための機会を増加しうるようなサービスを作り出すための企画を含むよう希望することを要請された。

26. 理事会は、第二十回会議において本決議案を審議し、委員会が提案した前文を加え、本文の最初の二章を統合して、各国政府に対し、労働市場における婦人の機会の増大を確保する事をたずける技術援助の要請の中に、職業指導及び訓練並びに職業相談の設立を目的とする計画を含めるよう勧告するものの決議案とし、決議案587F II (XX) を採択した。決議案の最後の条項は、委員会が勧告を行つた通り採択され、各非政府団体に対し、婦人の経済的解放の途上におけるあらゆる障害を一掃する事業を行うよう要請した。

27. 委員会が採択した第三の決議案(F III)は婦人の経済的権利に関するものであつた。それによつて理事会は、雇用、給与、教育、休暇及び老令、疾病及び勤労能力喪失の際の物質的保障について婦人に男子と同等の権利を与えること、並びに又、その他の経済的社会的権利を与へることによつて、婦人に適当な経済的機会を提供する措置を含めて、婦人に対する経済的差別を除去するに役立つ立法措置及びその他の措置を採用することをあらゆる政府に対して勧告するよう要請された。

理事会は又、信託統治地域及び非自治地域を含むあらゆる国において、経済の分野で婦人に男子と同等の権利を確保するような措置を各国政府が奨励することを勧告するよう要請された。

28. 経済社会理事会は第二十回会議において、決議案を大體委員会の提案通りのまゝ採択した。たゞし、諸国政府が決議中に具体的に挙げてある権利の他に、「その他の経済的、社会的権利」を婦人に与える政策を採用することに関する句は削除した。

29. 婦人の地位委員会は第九回会議において、事務総長に対し、工業や建築の如く最近婦人に開かれた職場とともに保健及び社会福祉の分野における婦人のための職業的格好に関して既に刊行されている出版物の調査をすることが望ましいということについての予備的覚え書を、この種調査のための適当な方法や手順、並びに協力を依頼すべき専門機関等の指示を附して作成するよう要請した。予備報告書は婦人の地位委員会の第十回会議に提出されることになる。

30. 経済社会理事会が第十八回会議において行つた要請に従つて、ILO事務局で作成された婦

人及び青年婦人のためのパート・タイム労働に関する報告書が婦人の地位委員会の第十回会議に提出されよう。

31. 職業的及び技術的訓練に関してユネスコとILOが共同報告書を作成することが婦人の地位委員会の特別優先事業に含められた。同報告書は婦人の地位委員会第十回会議に提出されよう。

VI 婦人に対する教育上の機会

32. 婦人の地位委員会は、第九回会議において経済社会理事会に対し、次の如き決議案を採択するよう要請した。理事会は、

- (1) ユネスコに対し、未開発諸国に教育センターを設立する可能性を考慮するよう提案すること。
- (2) 各国が技術的援助を要請するときに、婦人の教育に対して考慮を払うよう各国政府に対して、要請すること。
- (3) ユネスコに対し、当該分野の研究を継続すること、及び各国に対し行われた前項の要請に基いてとられた措置に関する報告を適宜提出するよう要請する。

33. 第二十回経済社会理事会において、理事会は、二箇所の修正をしたほか、婦人の地位委員会の要請通りに、決議を採択した。修正は、前文最後の項を削除したこと及び、文化及び教育センターに関してユネスコに提案している本文第一章の「設立の可能性」という言葉を、「設立に対する援助の可能性」と置きかえたことである。

34. 教育の分野における婦人機会に関するユネスコの状況報告は、婦人の地位委員会第九回会議において採択された事業計画で、特に優先的継続計画として含まれた。この報告書は、同委員会第十回会議に提出される予定である。

VII 婦人の地位に関する技術援助計画

35. 婦人の地位委員会は、第九回会議において事務総長に対し、婦人の地位に係る技術援助計画に関する年間進捗状況報告書の提出を継続するよう要請した。進捗状況報告書は、従つて、同委員会の第十回会議に提出される。同報告書には、婦人の地位委員会第九回会議後の発展状況が含まれる。

36. 婦人の地位委員会は、第九回会議において事務総長に対し、技術援助専門家の便に供するため婦人の地位の向上を目標とした資料の目録と共に、婦人の地位に直接又は間接に係る技術援助計画の大要を作成するよう要請した。この要請に基づいて、報告書が同委員会第十回会議に提出される予定である。

VIII 人権委員会及び社会委員会に対する婦人の地位委員会代表の出席

37. 婦人の地位委員会は第九回会議において、経済社会理事会が、人権委員会及び社会委員会が、

婦人の地位委員会に直接関係ある問題を該事日程にのせる事は婦人の地位委員会から代表を一名招待し、その審議に投票権なしで参加させることを要請する経済社会理事会のための決議案を採択した。経済社会理事会は、第十九回会議において同決議を採択した。それに基づいて、婦人の地位委員会代表が、社会委員会の第十回会議及び人権委員会の第十一回会議に出席した。

附 録 Ⅱ、同一価値労働に対する男女労働者の 同一賃金

ILO 報 告 書

国連事務総長は、ILOより同一価値労働に対する男女労働者の同一賃金に関する当報告書を受領し、婦人の地位委員会にこれを回送する。

目 次

まえがき	48
I, 1951年同一賃金条約の批准	48
II, 同一賃金の原則促進のための国家的活動	49
III, ILOの活動	52
IV, 国際労働者団体の本問題に関する最近の政策声明書	53

まえがき

1. 経済社会理事会は、第十六回会議において1953年7月23日、同一労働同一賃金に関する決議を採択した。即ち、理事会は、国連事務総長がILO事務局と共同で、婦人に対する賃金の差別排除に対して諸国で行われている進捗状況に関する情報を年毎に準備し、又それらの国々において同一賃金の原則を実施するためにとられた措置、もしくは用いられた方法について同様な報告書を、準備するよう勧告する。

2. 婦人の地位委員会は第九回会議において、同一労働同一賃金に関する進捗状況報告を、その「最先進統計」に含めた。これは、1951年の同一賃金条約の署名及び批准を含め、各国政府による同一労働同一賃金の原則の遂行状況に関するものである。

3. ILO事務局は、この報告書を準備した。これは前三回の婦人の地位委員会に提出した同様な報告につづくものである。

I, 1951年同一賃金条約の批准

4. 1955年度に、ブルガリアが1951年同一賃金条約を批准した。現在10カ国が条約の批准を行つたことになる。注 エクアドル並びに西ドイツ議会は、条約の批准を承認した。オランダ議会は、1955年4月、政府に対して批准を行うよう勧告する決議を採択した。

5. 本条約は1953年5月23日効力を発生した。ILO憲章第22条によつて、条約の批准を行つたすべての加盟国は、本条約の項目を実施するためにとつた措置に関して、ILO事務局に毎年報告を提出することを同意している。1955年には、1951年の同一賃金条約の適用に関する上記の年次報告概要が、憲章第23条によつて国際労働会議に始めて提出された。又憲章第22条及び第35条により批准各国が同条約の本国以外の領土への適用に関しても年次報告を受けた。

6. ILO憲章第19条には、ILO加盟国は、ILO事務局長に対し、適当な期間において、理事会の要求のとおり、未批准の条約及び勧告に取扱われている事項に関するそれぞれの国における法制及び慣行の状況に関して報告するよう規定されている。これらの条項に従つて、理事会は、1951年の同一賃金に関する条約及び勧告に関して加盟国に前述報告を提出するよう要請してきた。その概要は、1956年6月のILO会議に提出される。

7. 専門家委員会は毎年、憲章第19条、第22条により提出される。条約及び勧告の適用に関する情報及び報告と、又ILO事務局理事会に対する同様な報告の審査を行う。これらの報告書は、

批准された条約(第22及び35条によつて)に関する年次報告についての理事会の所見と、今後の情報についての要請を加え、(注)、未批准条約及び勧告に関する報告についての(第19条により)理事会の所見を含めて国際労働会議に提出される。

8. 例年の国際労働会議で、各国政府は、(憲章第19、22、35条によつて準備された報告、又、上述の専門家委員会の報告にもとづいて)各国における条約及び勧告の適用に関する情報又は説明を更に準備するよう勧告される。

注: それらの国はオーストリア、ベルギー、ブルガリア、キューバ、ドミニカ共和国、フランス、メキシコ、フィリピン、ポーランド、及びユーゴスラヴィアの十カ国である。

II, 同一賃金の原則促進のための国家的活動

9. 前回の報告書が婦人の地位委員会に提出された以後においてILO事務局に報告された同分野の進展状況の概要を以下に報告する。

10. オーストラリアでは、労働裁判所の裁定で、同一賃金適用のケースが増加している。例えば、女子レントゲン技師は、「クイーンズランド、レントゲン技師判定」により男子と同一賃金が与えられている。

11. ベルギーでは、政府は、未熟練男女労働者の賃金の協定格差に(1945、46年の法令によつて最低賃金について25%に定められた)を少なくするための法案を議会に提出するよう検討中である。

合同諮問機関である中央労働協議会は、労働大臣により、同一賃金原則の一般的適用の方法について検討する。仕事を委任されていたが、同協議会は男子及び女子のどちらでもができる仕事及びその仕事について支払われている賃金についての調査を行い、またそこに見出される賃金差の要因を探り出すことを決定した。質問書は、かなり多数の婦人が雇用されているすべての部門seatorsを網羅する予定である。その仕事が終わつたところで中央労働協議会は、同一賃金の原則の適用を確保するための立法又はその他の措置をとることが得策であるか否かを考慮するものである。

協議会の結果を待たず、幾つかの合同労働委員会では同一賃金の問題を処理している。

例えば、建設及び結業の協約はこの原則を適用している。毛皮産業の団体協約(1955年2月14日)は、三種類の作業に対する同一報酬の原則を設立した。給料生活者の合同委員会連名のケースにおいて既存の男女賃金差を縮小した。百貨店では、1949年男子賃金の

85%に定められていた婦人の賃金率を徐々に増加する計画が考慮されている

12. カナダでは、婦人局が、連邦統轄権のもとにおける各産業において、男女の賃金に如何なる差があるか見出すための調査を行うよう要請されている。
13. デンマークでは、1954年から56年の期間において、婦人は男子労働者と同じ生活費手当を受けるべきであるとする団体協約が1954年に結ばれた。それまでの協約では、婦人は男子より低い生活費手当を受けていた。
14. ドイツでは、連邦労働裁判所が1955年1月15日に1949年5月23日の基本法第3章(男女は同等の権利を有し、何人も性別によつて差別されることはない)と規定したもの)の各条項は、同一賃金の原則を含み、又これは国家だけがその義務を負うのではなくて、団体協約の当事者も負うのであることを規定した。従つて、同裁判所は、男子と同一労働に従事している婦人労働者に対して、最低賃金の協定率を特別な割合に定めている団体協約の如何なる条項も前記条文に違反し、従つて無効であることを規定した。同裁判所は同一価値労働の問題は処理していないが、裁判所規定によつて定められた同一待遇の原則は、男子と女子が同一労働に使用される場合にのみ適用し得るという見解が一般にとられている。連邦労働裁判所の規定に従つて、婦人労働者の賃金に関する新しい条項が多数の団体協約に採り入れられ、婦人労働者の賃金増加は、男子賃金のそれに比べてより高くなつていと報告されている。

ILO条約第100号に規定されている「同一価値労働」に対する同一賃金の原則の適用に関して、連邦政府は、あらゆる労使関係者と協力して必要な調査を行うため、三者構成の調査委員会が設立されるべきであると提案した。この委員会の決定は専門家の意見又は勧告の形をとり、夫々の協約の当事者は賃金の決定に関していざんとして全責任を負うはずである。この提案には種々反対があつたが労使とも最後には、合同予備委員会の設立に同意した。同委員会は、使用者団体と労働組合が自由に交渉する権利を尊重しつつ、前記調査委員会の仕事を進める事はどうしても可能かを考慮する。

15. ホンデュラスでは、労働保証憲章が1955年2月16日に施行され、同一労働同一賃金の原則を規定している。
16. インド政府は、裁判所又は裁判官による最近の裁定の大部分は、男女に対して同一の基本賃金を決定していると報告している。1948年の最低賃金法によつて大多数の未組織又は小規模産業において、法的に賃金が定められているが、このようなケースの大部分の場合において、男女の賃金の率には如何なる差別ももうけられていない。少数の場合、差別的な賃金率が定められている時は、関係当局は婦人の生産高が男子のそれより低い、又は、婦人がより軽易な労働に従事しているものと考えてきた。

1954年8月、マドラスにおいて開かれた条約に関する三者委員会の第一回会議は、ILO条約第100号の批准の問題について検討した。批准は実行可能とは思われなかつたが、同一賃金率を漸進的に適用するための措置方針を勧告した。これらの勧告に従つて各州政府及び中央政府は、その権限のもとに賃金が定められる場合は、如何なる時にも、この原則を適用するよう要請された。各州政府は又、必要なる場合には、職務評定の立場から問題を調査するため適当な僚官を任命すること及び夫々のケースの事情により要求されるような技術援助を行うことを要請された。このような僚官は、いくつかの州においては既に任命されている。条約第100号にもとづく諸原則も、労働裁判所の注目をひいている。

17. インドネシア憲法(1955年8月15日付)は、「総ての労働者は平等な価値の労働に対する平等な賃金の権利、又平等に公正な雇用契約の権利を同様に持つ。」と規定されている。
18. イスラエル労働大臣は、同一賃金原則の未適用産業の各部門に本原則を適用するという目的のもとに、地方的措置もしくはその他の措置について研究するための三者委員会を任命するという意向を、議会に報告した。
19. 原則の漸進的適用のための一段階として、1951年ルクセンブルグにおいて作られ条項は婦人の地位委員会第七回会議に報告されているが1955年7月14日労働省が政府に提出した大公令案に第二段階が計画されている。すなわち同案第六章は週間最低保証賃金の採用に関連して婦人は同一労働又は同一生産に対して男子と同一最低賃金又は給料を支払われるべきことを規定している。男子の仕事と比較できない本質的に婦人の職業である仕事に対しては、婦人の賃金は男子の80%に定められている。

20. オランダ政府は、この原則の適用を奨励すること、及び労働協会が同一賃金の原則の漸進的適用の可能性について毎年報告書を作成して政府に協力するよう要請することを提案する旨の報告を国会第二院において行つた。

21. イギリスにおいては、中央政府の行政又は法務の各省庁に働いている男子及び女子に対し、1955年1月1日より、同一賃金を漸進的に適用する計画が施行された。現行婦人賃金の割合は一般に、7年間毎年同じ割合で増加されていき、1961年1月1日には、男子と同率になる予定である。注

地方政府の代表と地方政府職員との協約により、グレート・ブリテン(注 北アイルランドをのぞくイギリス)の地方政府における行政、専門、技術及び事務業務に従事している婦人に対する同一賃金が国家公務員における適用と同様な段階で、1955年7月1日から採用されている。北アイルランドにおける通信業のための同様な適用計画も考慮されている。

文部大臣は、教師に対して文官と同様な制度を適用することを承認し1955年5月1日からグレートブリテンにおいて実施された。同様の制度が北アイルランドにおいても実施されている。(1955年10月1日より)

(E) 男子が殆んど雇用されていない或少数の場合には、特別の共通率が定められている。国産産業の従業員の賃金は、それに相応する外部産業の賃金率と関係する。

保健省においては、不平等賃金をうけている職階に対して、文官の同一賃金計画に多少の修正を加えた制度が1955年7月1日より実施されることになっている。

イギリス運輸委員会は、イギリス国有鉄道の行政、技術及び事務に従事する男女に対し、7年計画により同一賃金を採用する原則に同意した。この制度は、あらゆる面において平等な責任のある地位についてのみ適用される。

22. アメリカ合衆国においては、同一賃金法を更にアーカンサス、コロラド、オレゴンの三州が公布した。これで現在16州1統治地域において、同一賃金の原則が法により制定されている。

1956年1月の国情に関する例年のメッセージの中で、合衆国大統領は、“性によつて差別することなく、同一労働同一賃金の原則を適用するための立法はまさに正義の行為である”と宣言し、議会に対し、この労働法を他のものよりとりわけ“より速やかに”成立するよう要請を行つた。ちなみに同一賃金法は1945年以来議会で提出されている。

注 医局員の総て、専門的、技術的職員、大部分、高等看護員及び看護学生及び最下級行政、事務職員を除くすべての職員は保健省の創立以来男女の同一賃金を行つてきた。

Ⅲ. I L O の 活 動

23. I L O 各機関は、各国政府に対し条約第100号の批准の要請もしくは適用の方法の提案を、二度にわたり行つた。

24. I L O 繊維委員会は、第五回会議(1955年9月26日から10月7日まで、ジュネーブ)において、I L O 事務局に対して同事務局が同会議の結果を各国政府に通告する際に条約第100号の繊維産業における重要性、及び各国政府が条約の批准を積極的に考慮すべきであるという同委員会の熱望に、各国政府が意を用いるよう、要請を行う決議を採択した。

25. 1954年12月ベルーのワマにおいて開催された、婦人労働の利用に関するラテンアメリカ技術会議は、男女の同一報酬に関して次の決議を採択した。

“性別もしくはなされた仕事の価値に対する主観的評価にもとづく如何なる差別も、これを排除する必要がある。又、同一労働同一賃金の原則は、可能な限りこれを実際に適用することが望ましい”

これに関し、次のことが要望される。

- (a) 現在の“賃金”の概念をより広範囲の“報酬”という概念に改め、おきかえられること。
- (b) 同一賃金の原則の解釈は、国際的な規準に準拠すること。
- (c) 作業測定規則は、労働者の性別とは無関係に客観的標準にもとづいて定められること。
- (d) 必要な場合には、同一賃金の原則の漸進的適用のために措置が考慮されること。

Ⅳ. 国際労働者団体の本問題に関する最近の声明書

26. 全国的又は国際的な多数の労働組合会議が、同一賃金の原則に注意をむけてきた。最近条約100号の批准を主張し、もしくはこの原則の適用のための活動を強化しようとする加盟団体に要望した。国際的な労働組合組織中には次の各団体があげられる：国際被服労働者連合会(第二回会議 1954年6月)、第二回国際金属技術労働者会議(1954年7月)、国際官公庁職員組合連合会(病院及び保健職員会議、1954年12月)、世界労働組合連合会(第七回総会、1954年12月)、国際繊維労働者組合連合会(第二十回会議、1955年6月~7月)、国際郵便電信電話(第十五回会議、1955年7月)。

附録Ⅲ パートタイム雇用及び高年婦人の雇用

I L O 報 告 書

国連事務総長は、ここに、ILOから受領したパート・タイム雇用及び高年婦人の雇用に関する本報告書を婦人の地位委員会に回送する。

目 次

1. まえがき	54
2. ILOの活動	54
3. 高年婦人労働者の問題	55
4. パート・タイム雇用	56

まえがき

国連経済社会理事会決議 547 L (XVⅢ) に従つて、ILO事務局はパート・タイム雇用の問題及び高年婦人の雇用の諸問題の研究を継続してきた。

本報告書第2章にみられるように、ILOは1956年に、この二つの問題をくわしく調査することになつてゐる。この調査を基礎として有益な結論を形成し、又その結果を次期婦人の地位委員会に報告出来ることを希望している。

従つて本報告書においては、ILO事務局は、婦人の地位委員会の従前の会議に提出された、この二つの問題に関する報告書の幾つかの面を確認する多数の新事実を挙げて注意を喚起するにとどめた。

2. ILOの活動

(1) 国際労働会議は第38回会議において、パート・タイム労働における婦人の雇用及び高年婦人の雇用に関する決議を採択した。同会議は1947年に採択された婦人労働に関する決議を想起したのち、パート・タイム労働における婦人の雇用が、同一価値労働同一賃金条約の規定に反して完

全雇用及び一般賃金水準に悪影響を及ぼすようなことはできるだけあるべきではない」という事実を強調し、「諸国の高年婦人、特に被扶養親族をもつ未婚婦人、家事の責任のなくなった母親及び子女を扶養する必要がなくなった寡婦は、時として、職業指導、職業訓練又は再訓練などの援助の不足のために職業につくことが困難である」ことを認めて次のようなことを「詳細に研究することが望ましい」と考えた。

- (a) パートタイム労働における婦人の雇用条件及びかかる労働を求めている婦人をそれに就かせるための方法。
- (b) 高年婦人を有償職業に同化又は再同化せしめること、及び、
- (c) 機会均等、同一労働同一賃金及び労働条件の平等の如き基本原則を充分に考慮した上で、如何なる措置がこれらの分野における問題の解決に役立つかを考慮すること。

同会議は又、理事会对し、ILO事務局がこれらの問題に関する事業を継続するよう指示することを要請し、且つ「これらの問題を将来の地域会議及び、若し適切であれば、国際労働会議自身の議題とすること妥当性を考慮すること」を要請した。

(2) 婦人雇用専門家会議は1956年ILOの主催のもとに開催される予定であるが、婦人のパート・タイム雇用問題及び高年婦人の雇用問題が議事日程に含まれる。この会議のための準備的な研究や条件の非常にまちまちな12か国の専門家による協議が、これら諸問題に関する一つの結論を導き、その解決に役立つような方策の勧告を行うことを可能ならしめることが望まれる。

3. 高年婦人労働者の諸問題

昨年婦人の地位委員会に提出された本題目に関する報告書中の情報を補足する意味で、高年婦人の雇用に関して最近とられた多数の措置について注目することも有益であろう。(高年婦人労働者のパートタイム雇用については、婦人のパートタイム労働に関する最近の情報に関する次章においてのべる。)

オーストラリアでは、高年婦人の雇用問題は、連邦労働諮問委員会によつて考慮されているが同委員会は、調査の結果、仕事を探すことの最もむづかしいのは、何らの資格も特技もない高年婦人及び従属的な事務員の場合であることを発見した。共和国政府は経営者に対する啓蒙運動という方法で、高年婦人労働者の雇用を奨励することに努力している。幾つかの政府機関では停年の年齢を引き上げた。例えば、国有鉄道=ユー・サウス・ウェストでは、停年の年齢を女子60才から65才に、男子65才から70才に引き上げた。教職においては、1954年5月19日の法令によつて女教師はもし希望するならば、65才までその職に止まることができる。

アメリカ合衆国において、労働省婦人局はその情報蒐集の仕事を続け、高年婦人のために20余の地方で行われている計画に関して報告書を発行した。これらの計画は、設営、施設の管理

理、家事及びそれに関係あるサービス業、食料品サービス業、化粧品及び小売業、看護及び電子工業製造業、等のための訓練の機会を与えている。この報告書の発行は、事務業務における高年婦人の雇用の機会に関する従前の研究に継続するものである。

今までの経験から高年婦人の就職のために適当な措置をすれば彼らが職にとどまり、又は新しい職を見つけることは可能であることが明らかである。ニューヨーク州労働部に対して、45才以上の人の就職を助ける特別職業相談員の増員をするために5万ドルが充てられた。

イギリスにおいては、高年男女の雇用に關する国立諮問委員会が1955年12月に第2報告書を発行した。同報告書中において委員会は、高年婦人の雇用に關して、これまでの進捗状況を検討し、またその将来の発展のための一般的方針を提起している。第1報告書の刊行後研究を継続していた同問題に關する委員会の結論は、男女の高年者に平等に適用されるものである。しかしながら、パートタイム労働の機会を増進させる必要に關しては、同委員会は、男女間の資格要件に差別をつけるべきであると勧告した。大部分の男子は年金のつく年齢に到達するまでは、フル・タイムの仕事に要求しているが、ある婦人達、特に中年で雇用労働に戻りたいと願う既婚婦人は、その年齢のためでなく、家事上の責任のためにパートタイム労働を必要としているのである。1951年の国勢調査では、男子4万5千人に比べて75万人の婦人がパートタイム労働についていたが、同委員会では、もし仕事がありさえすれば、パートタイム労働をしたいと思つてゐる婦人はもつと多数いると考えている。委員会はパートタイムの機会がより多くつくられること、特に書記的業務及び販売業においてそれが増加すること、又看護、教職の例にならつて他の職業もパートタイムの雇用を行うよう希望している。

高年労働者の雇用に關しては種々の措置がイギリス政府機関においてとられている。

かくして1954年10月に行われた調査によれば、地方政府はもはや職員に対して、もし彼らがその職に適し、続けて働きたいと願うならば、定められた年齢(60又は65才)で退職するよう要求はしていない。40才から60才までの男女を官公庁に採用するため、特別な試験がもうけられることになつてゐる。

4. パートタイム雇用

パートタイム雇用の問題は、尙考究中であるが、この分野において報告すべき何ら重要な発展はない。これに關して、関係団体の代表者会議及び協議会において強調される最も重要な点は、家事や家族の責任を負つて一日の労働と必要な家庭の用事を共に負わねばならない婦人の雇用である。パートタイム労働は又、男女の高年労働者の雇用の機会を増加する一つの措置として考えられる。

故に、国際婦人連盟は1955年に開かれた3年に1度の会議において、パートタイム労働は

労働力構成上欠くべからざる部分となるべきであるという勧告をよくひ決議を採択した。その決議の目的は、男女労働者が、その仕事は彼らの健康、力もしくは特別の環境に適合すると思ふ時はいづれでも公正な条件のもとで働けるようにすることにある。

1954年のイギリス労働組合婦人会議は、高年婦人労働者に対するパートタイム労働の増進に賛成の意を表明した。更に同会議は、労働力不足の事実にかんがみ、家庭婦人の蓄積労働力を引き出す事ができるような種類の職業における婦人のパートタイム労働に好意ある態度をとつてゐる。

国際社会進歩連盟がとつてゐる婦人労働に關する国際的研究の準備の仕事の一部として、ベリギン協会は、婦人のパートタイム労働に關して同協会が行つた調査の結果の報告を行つた。それによると「このような制度の設立は、婦人労働者の職業外に負つてゐる責任という観点から非常に望ましいとみなされる反面、現在の状態の下では不利であることも明らかである」。

そして種々の反対理由が表明されている。もしパートタイム労働が一般的になると、全日の労働を必要とする婦人の利益は著しく害われるであろう。この制度を採用しながら男女双方の労働者を雇つてゐる使用者は、婦人の労働時間を恐らく統一せざるを得ないであろう。この制度の採用ということは、又一種の特権と考えられるかも知れないし、又使用者に余計な負担を負わせるものとして考えられその為使用者は婦人の雇用をさけることになるかも知れない。最後に、男女労働者を雇用してゐるところや、チームワークを必要とする仕事をしてゐるところでは技術的な問題が起つてくるだろう。結論として、報告書は、「現在は如何なる規定も勧告することは出来ない。しかし広い徹底的な研究が必要であると思われる」といつてゐる。

パートタイム雇用、及び家庭の責任ある婦人、高年の男女労働者のために現在可能な雇用機会の面については、なお種々の研究が行われている。アメリカ合衆国においては、国勢調査局によつて収集されたデータの精密な調査が示した処によると、1954年8月有償職業についてゐる5700万の労働者中、900万人はパートタイム労働についてゐることが明らかにされた。注

この数のうち、430万人は全日労働を望んでゐない。当時の失業者の8%はパートタイム労働を希望してゐる。65才以上の人のうち4人に1人、即ち80万人の人がパートタイム労働についてゐる。有償職業についてゐる高年婦人中、37%は全日労働を希望せず、(男子労働者の場合は18%)、高年婦人労働者は、常雇パートタイム高年労働者の3分の1以上をしめてゐる。

イギリスにおいては、婦人のパートタイム労働についての研究が、1955年3月産業福祉協会により発行された。この報告書には、どの程度婦人がパートタイム労働に従事してゐるか、又、パートタイムが組織されてゐる理由、パートタイム雇用を行つてゐる職種、労働時間、その結果、婦人がパートタイム労働を求める理由等について述べてゐる。

注 国勢調査局の考えるパートタイム労働とは、1週40時間中少くも8分の7、即ち1週1時間から34時間有償職業につくことである。